本資料のうち、枠囲みの内容 は商業機密の観点から公開で きません。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料					
資料番号	02-補-E-04-0330-1_改 0				
提出年月日	2021年3月2日				

補足-330-1 流体振動又は温度変動による損傷防止に関する 補足説明資料

目 次

1.	概要·	••••••	1
2.	原子炉冷去	却材圧力バウンダリ拡大範囲の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3.	まとめ		6
4.	添付資料		6

1. 概要

本資料は、「VI-1-4-2 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書」(以下「説明書」という。)の「2.評価範囲」に示す評価範囲において、流力振動評価が必要な配管内円柱状構造物及び配管の高サイクル熱疲労評価が必要な高低温水合流部及び閉塞分岐管が含まれないことを説明する。

なお、原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲以外の既設設備については、経済産業省原子力安全・保安院による指示文書の別紙 1「新省令第6条及び第8条の2第2項における流体振動による損傷の防止に関する当面の措置について」(平成17・12・22原院第6号)に基づき保安院に提出した「女川原子力発電所における流体振動による配管内円柱状構造物の損傷防止に関する評価結果と措置計画等の報告について」(平成18年8月10日付け東北電原設第20号)及び「高サイクル熱疲労に係る評価及び検査に対する要求事項について」(平成19・02・15原院第2号)に基づき提出した「女川原子力発電所2号機高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する評価および検査結果の報告について」(平成20年3月3日付け東北電原設第53号)(以下「報告書」という。)にて評価している。また、技術基準規則第19条解釈に示された配管内円柱状構造物の流力振動及び配管の高サイクル熱疲労の評価が必要となる一次冷却材が循環する施設は参考資料に示すとおり、省令62号から変更はない。よって改めて検討する範囲は今回拡大した原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲で十分である。

2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の構成

原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲について、系統概要図を図1~図5に示す。

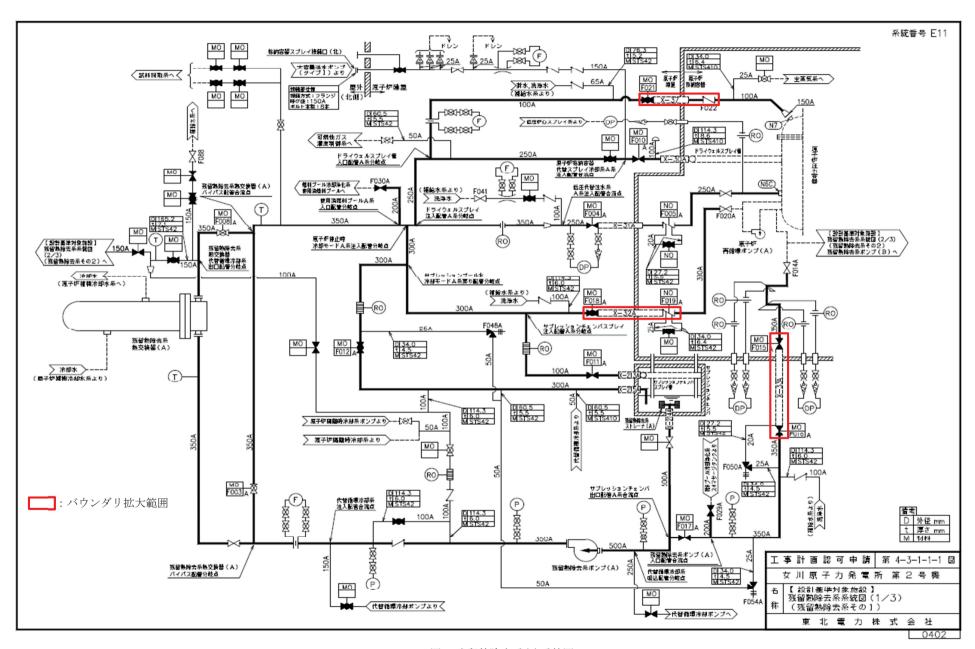


図1 残留熱除去系(A)系統図

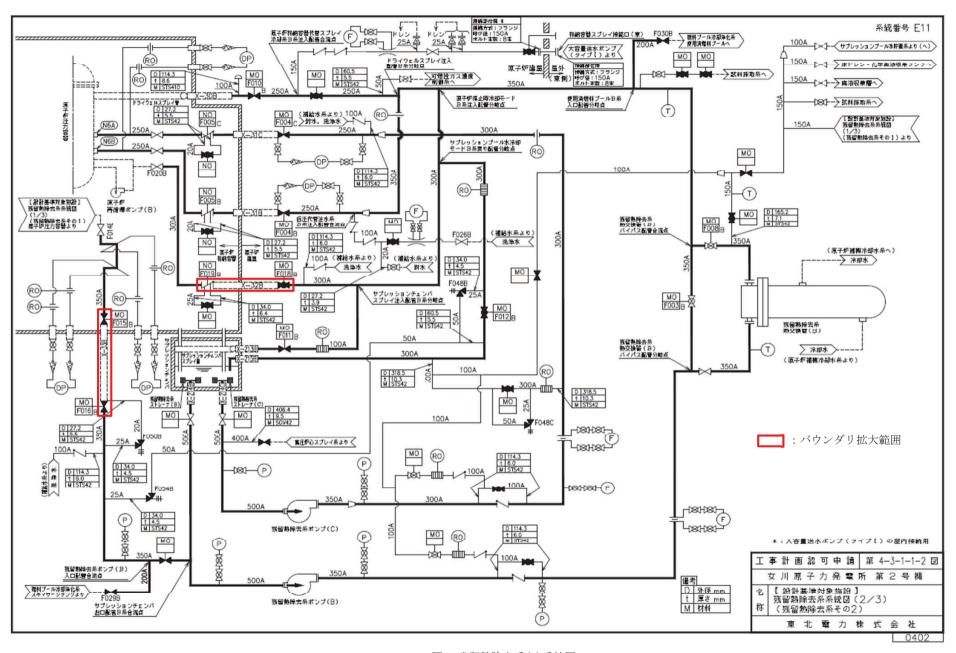


図 2 残留熱除去系(B)系統図

①配管	
②弁	
③配管溶接部	
④支持構造物取付溶接継手	
図 3 残留熱除去系停止時冷却	モード吸込ラインの系統概要図

図4 残留熱除去系停止時冷却モード戻りラインの系統概要図

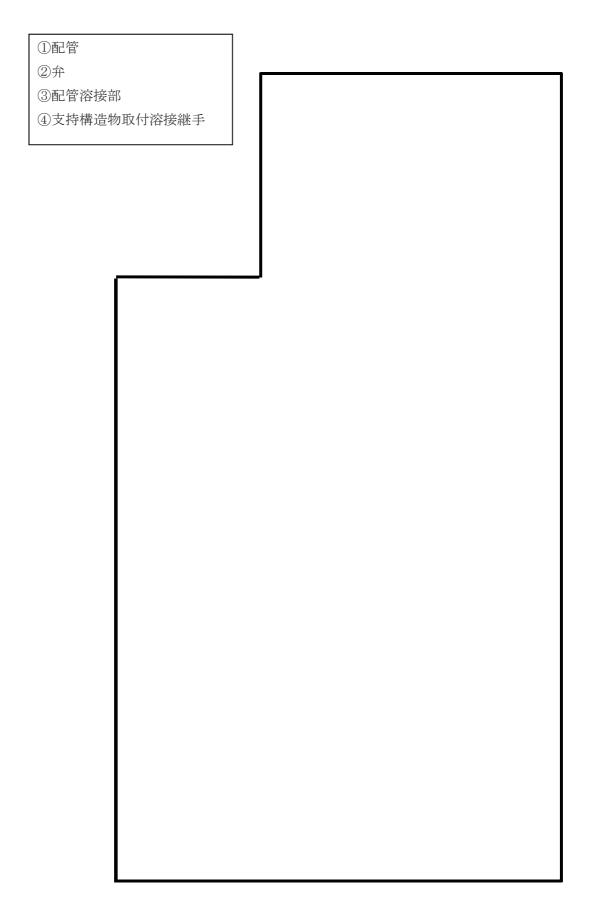


図5 残留熱除去系ヘッドスプレイラインの系統概要図

3. まとめ

図 1~図 5 より、今回の原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲に流力振動評価対象となる配管内円柱状構造物及び高サイクル熱疲労の評価対象となる高低温水合流部は含まれておらず、流体振動又は温度変動による損傷が懸念され新たに評価が必要となる部位は無い。また、保安院に提出した報告書を添付 1、添付 2 に示す。これにより、技術基準第 19 条に示されたとおり、配管内円柱状構造物の流力振動については「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」(J SME S 0 1 2)、高サイクル熱疲労については「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」(J SME S 0 1 7)に規定された手法により評価しており、問題があると評価された部位については対策をとり、結果を定期事業者検査で確認している。

4. 添付資料

添付1 流体振動による配管内円柱構造物の損傷防止に関する評価結果について 添付2 高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する評価結果について

【参考資料】

技術基準規則の新旧比較について

流体振動による配管内円柱状構造物の損傷防止に関する評価結果について

女川原子力発電所2号機 流体振動による配管内円柱状構造物の損傷防止に関する 評価結果と措置計画等の報告について

平成18年8月

東北電力株式会社

1. 目的

平成17年12月27日付け平成17・12・22 原院第6号「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴う電気事業法に基づく定期事業者検査の実施について」のうち「別紙1 新省令第6条及び第8条の2第2項における流体振動による損傷の防止に関する当面の措置について」の指示に基づき、女川原子力発電所2号機における流体振動による配管内円柱状構造物の損傷防止に関する評価結果と措置計画等について、報告書を提出した。(東北電原設第43号 平成18年3月31日付け)その後、偏流発生部等における評価が完了したことから、改めて報告したところである。(東北電原設第43号 平成18年4月28日付け)

今回,本内容のうち措置計画の一部を変更したことや誤記が認められたことから,変更箇所 について修正するとともに、誤記に対する対策について別添資料にてまとめ、再度報告する。

2. 配管内円柱状構造物の損傷評価

配管内円柱状構造物について、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(以下、「省令62号」という)第6条第1項および第3項ならびに第8条の2第3項に基づき、評価を行った。

(1) 評価手法

日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」(JSME S012)(以下,「JSME」という)に基づき,評価を行った。(添付資料-1-1参照)

なお、評価にあたっては、下記の作業ステップに従いスクリーニングを行い、評価作業の 効率化を図ることとした。(添付資料-1-2参照)

ステップ①

プラント配管設計上のスペックである設計最大流速に更に余裕を加味した条件(蒸気配管: $80\,\mathrm{m/s}$,液体配管: $12\,\mathrm{m/s}$,但し PLR 系については $24\,\mathrm{m/s}$)にて、JSME 評価式に基づいた換算流速 Vr を算出し、 Vr < Vr <

ステップ②

ステップ①にて損傷の可能性が否定できないと評価されたものについて、系統流速を 条件とした評価を実施する。なお、系統流速については、実機の運転モード(ランアウ ト運転、バイパス運転)を考慮して系統平均流速を2倍した流速にて評価を実施する。 ただし、2倍した数値が、上記ステップ①の流速を超える場合は、そのまま次ステップ に移行する。

ステップ③

ステップ②にて損傷の可能性が否定できないと評価されたものについて,実機の運転 モードを考慮した詳細評価を実施する。評価にあたっては,系統試運転等で実施した系 統流速をオーバーした試験実績,系統のバイパス運転による局部的な流速の増加を考慮 する。また,上流部に偏流発生源がある場合,円柱状構造物までの距離に応じて以下に 示す割増係数を乗じた流速条件にて評価を行う。

偏流発生源から円柱状構造物までの距離 (X)	割增係数
X ≦ 3 d	1. 5
3 d < X ≤ 5 d	1. 25

d:配管内径

(2) 対象系統

対象として、省令62号より以下の系統を選定している。

- ・ 一次冷却材の循環系統(主蒸気系, 給復水系等を含む)
- 原子炉冷却材浄化系
- ・ 残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)
- ・ 非常用炉心冷却設備 (原子炉隔離時冷却系を含む)

(3) 対象設備

片持梁状の構造物(温度計ウェル,サンプリングノズル,酸素注入ノズル)を対象とする。 なお、容器等流れを有しない管以外の部位に設置される円柱状構造物は対象設備より除く。 対象設備について添付資料-2,3に示す。

3. JSME評価結果

2. の損傷評価を実施し、損傷の可能性が否定できない箇所について抽出を行った。(添付資料-3参照)

また、温度計ウェルとサンプリングノズルの概略図について添付資料-4に示す。

4. プラント機器への影響評価

サンプリングノズルについては、プラント運転中に損傷した場合に検知が不可能であることから、損傷の可能性が否定できない8箇所について、プラント機器への影響評価を実施し、問題ないことを確認した。(添付資料-5参照)

5. 措置計画

損傷の可能性が否定できないもののうち、温度計ウェルについては、短尺化による共振の

回避を行うこととする。また、サンプリングノズルにおいては、その損傷によりプラント機器に対して影響ないことを確認したものの、損傷の可能性を否定できないことから、短尺化による共振の回避を行うこととする。

以上の措置計画について添付資料-6に示す。

6. 添付資料

添付資料-1-1 配管内円柱状構造物の流力振動評価フロー (JSME)

添付資料-1-2 配管内円柱状構造物の流力振動評価フロー(実作業)

添付資料-2 女川原子力発電所2号機配管内円柱状構造物設置箇所

添付資料-3 女川原子力発電所2号機対象設備一覧表および評価結果

添付資料-4 対象設備の概略図

添付資料-5 プラント機器への影響評価

添付資料-6 損傷の可能性が否定できない箇所の措置計画

7. 参考資料

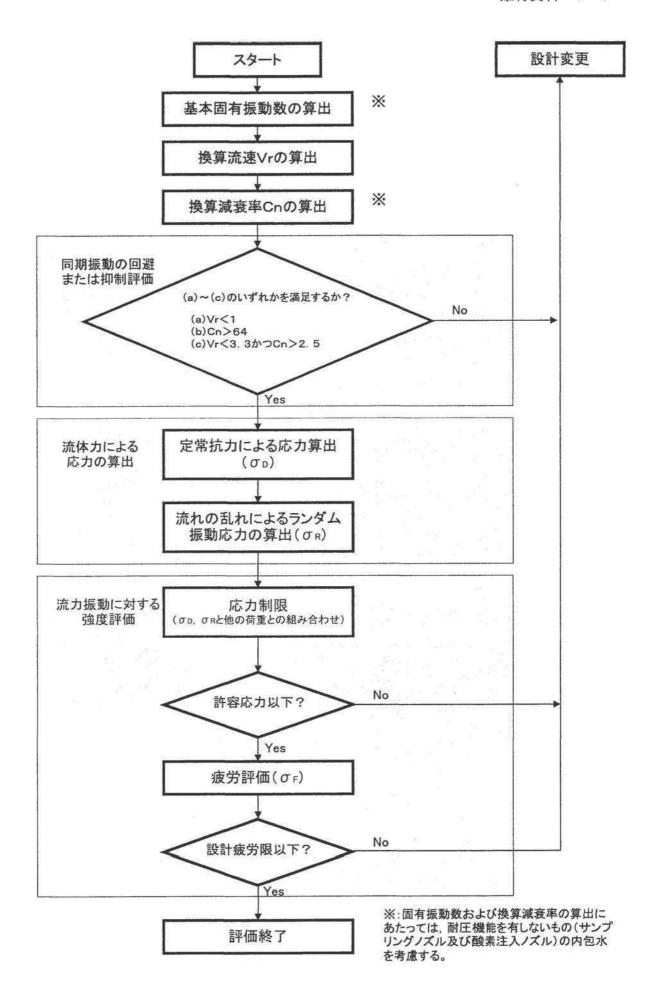
参考資料-1 配管内円柱状構造物の流力振動評価データ

参考資料-2 アイソメ図

8. 別添資料

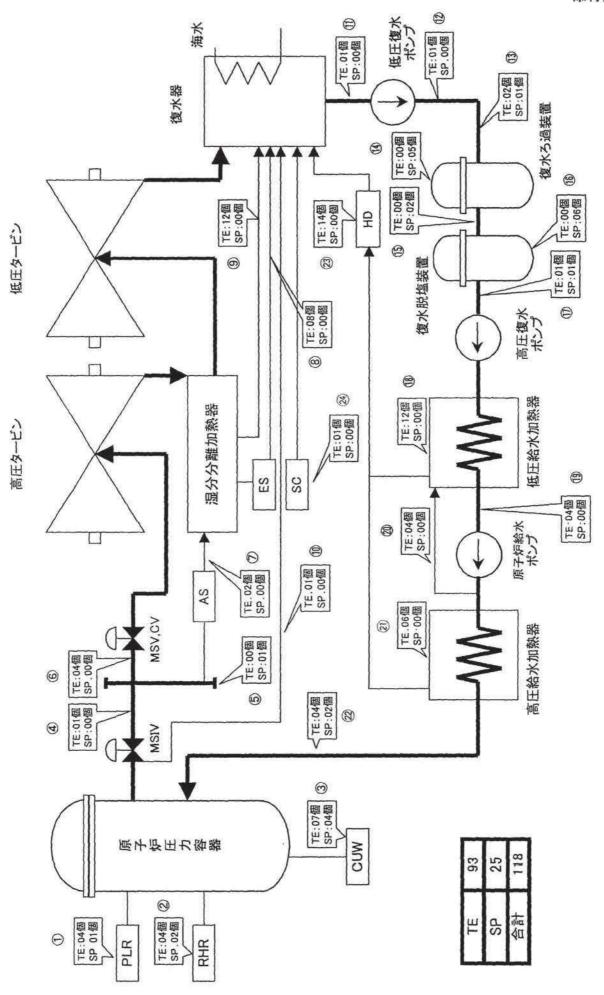
別添資料 女川原子力発電所 2 号機 配管内円柱状構造物健全性評価報告書におけ る誤記について

以上



配管内円柱状構造物の流力振動評価フロー(JSME)

配管内円柱状構造物の流力振動評価フロー(実作業)



女川原子力発電所2号機対象設備一覧表および評価結果

·+ ·	系統		221 997		評価結果			設置
連番	番号 略称		Tag No.	名称		STEP 2	STEP 3	箇所 ※
1	B21	NB	B21-TE002	原子炉出口主蒸気温度	×	×	×	4
2	B21	NB	B21-TE003	主蒸気ドレンライン温度	×	_	0	10
3	B32	PLR	B32-TE002A	原子炉再循環ポンプ(A)入口温度	×	×	0	1
4	B32	PLR	B32-TE002B	原子炉再循環ポンプ(B)入口温度	×	×	0	1
5	B32	PLR	B32-TE003A	原子炉再循環ポンプ(A)入口温度	×	×	×	1
6	B32	PLR	B32-TE003B	原子炉再循環ポンプ(B)入口温度	×	×	×	1
7	E11	RHR	E11-TE007A	RHR熱交換器(A)出口温度	×	×	0	2
8	E11	RHR	E11-TE007B	RHR熱交換器(B)出口温度	×	×	0	2
9	E11	RHR	E11-TE010A	RHR熱交換器(A)入口温度	×	×	0	2
10	E11	RHR	E11-TE010B	RHR熱交換器(B)入口温度	×	×	0	2
11	G31	CUW	G31-TE002	CUW再生熱交換器入口温度	×	0	_	3
12	G31	CUW	G31-TE006	CUW再生熱交換器出口温度	×	0	-	3
13	G31	CUW	G31-TE007A	CUW非再生熱交換器(A)出口温度	0	-	-	3
14	G31	CUW	G31-TE007B	CUW非再生熱交換器(B)出口温度	0	-	=	3
15	G31	CUW	G31-TE008	CUWポンプ入口温度	×	0	-	3
16	G31	CUW	G31-TE021	CUW再生熱交換器冷却側出口温度	×	0	-	3
17	G31	CUW	G31-TE025	原子炉圧力容器ドレン温度	0	=	=	3
18	N11	MS	N11-TE006A	高圧タービン第1入口温度	×	×	×	6
19	N11	MS	N11-TE006B	高圧タービン第2入口温度	×	×	×	6
20	N11	MS	N11-TE006C	高圧タービン第3入口温度	×	×	×	6
21	N11	MS	N11-TE006D	高圧タービン第4入口温度	×	×	×	6
22	N21	C, FDW, AO	N21-TE005	復水脱塩装置出口復水温度	×	0	-	1
23	N21	C, FDW, AO	N21-TE006	低圧復水ポンプ入口ヘッダ温度	×	0	-	1
24	N21	C, FDW, AO	N21-TE008	蒸気式空気抽出器出口復水温度	×	0	_	13
25	N21	C, FDW, AO	N21-TE009	グランド蒸気復水器出口復水温度	×	0	=	13
26	N21	C, FDW, AO	N21-TE014A	低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(A)入口復水温度	×	0	-	18

O:OK ×:NG -:評価不要 ※:添付資料-2参照

v≠ 111	系統					評価結果		
連番	番号	Tag No. 名称 略称		STEP 1	STEP 2	STEP 3	箇所 ※	
27	N21	C, FDW, AO	N21-TE014B	低圧第 1 給水加熱器ドレン冷却器(B)入口復水温度	×	0	_	18)
28	N21	C, FDW, AO	N21-TE015A	低圧第 1 給水加熱器 (A) 入口復水温度	×	0	-	(18)
29	N21	C, FDW, AO	N21-TE015B	低圧第 1 給水加熱器(B)入口復水温度	×	0	-	(18)
30	N21	C, FDW, AO	N21-TE016A	低圧第2給水加熱器(A)入口復水温度	×	0		(18)
31	N21	C, FDW, AO	N21-TE016B	低圧第2給水加熱器(B)入口復水温度	×	0	-	(18)
32	N21	C, FDW, AO	N21-TE017A	低圧第3給水加熱器(A)入口復水温度	×	0		18
33	N21	C, FDW, AO	N21-TE017B	低圧第3給水加熱器(B)入口復水温度	×	0	=	18)
34	N21	C, FDW, AO	N21-TE018A	低圧第4給水加熱器(A)入口復水温度	×	0	10	18
35	N21	C, FDW, AO	N21-TE018B	低圧第4給水加熱器(B)入口復水温度	×	0	N=2	18)
36	N21	C, FDW, AO	N21-TE019A	低圧第4給水加熱器(A)出口復水温度	×	0		(18)
37	N21	C, FDW, AO	N21-TE019B	低圧第4給水加熱器(B)出口復水温度	×	0	s -	(18)
38	N21	C, FDW, AO	N21-TE030A	高圧第 1 給水加熱器(A)入口給水温度	0	-	=	21)
39	N21	C, FDW, AO	N21-TE030B	高圧第1給水加熱器(B)入口給水温度	0	-	-	21)
40	N21	C, FDW, AO	N21-TE031A	高圧第2給水加熱器(A)入口給水温度	0	_	_	21)
41	N21	C, FDW, AO	N21-TE031B	高圧第2給水加熱器(B)入口給水温度	0	120	B <u>ura</u>	21)
42	N21	C, FDW, AO	N21-TE032A	高圧第2給水加熱器(A)出口給水温度	0	-		21)
43	N21	C, FDW, AO	N21-TE032B	高圧第2給水加熱器(B)出口給水温度	0		-	21)
44	N21	C, FDW, AO	N21-TE034A	原子炉給水温度	0	_		22
45	N21	C, FDW, AO	N21-TE034B	原子炉給水温度	0	-	-	22
46	N21	C, FDW, AO	N21-TE035A	原子炉給水温度	0	_	-	22
47	N21	C, FDW, AO	N21-TE035B	原子炉給水温度	0	-		22
48	N21	C, FDW, AO	N21-TE051A	TD-RFP(A)シール水中間抽出温度	×	0	-	20
49	N21	C, FDW, AO	N21-TE051B	TD-RFP(B)シール水中間抽出温度	×	0	_	20
50	N21	C, FDW, AO	N21-TE052A	MD-RFP (A) シール水中間抽出温度	×	0) =	20
51	N21	C, FDW, AO	N21-TE052B	MD-RFP(B)シール水中間抽出温度	×	0	-	20
52	N21	C, FDW, AO	N21-TE055A	TD-RFP(A)入口温度	×	0	-	19
53	N21	C, FDW, AO	N21-TE055B	TD-RFP(B)入口温度	×	0	-	19

O:OK ×:NG -:評価不要 ※:添付資料-2参照

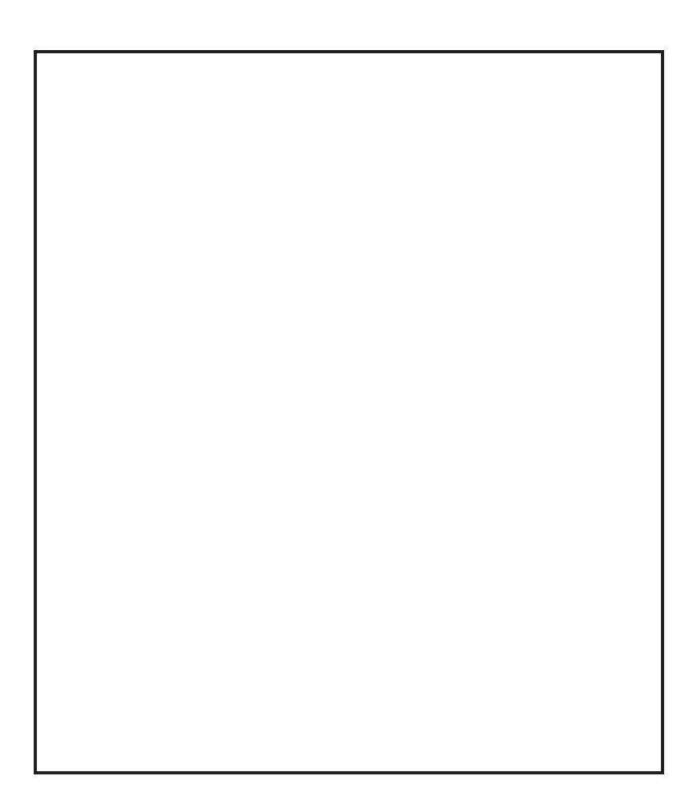
	系統			D th	評価結果			設置
連番	番号	略称	Tag No.	名称		STEP 2	STEP 3	箇所 ※
54	N21	C, FDW, AO	N21-TE056A	MD-RFP(A)入口温度	×	0	-	19
55	N21	C, FDW, AO	N21-TE056B	MD-RFP(B)入口温度	×	0	-	19
56	N21	C, FDW, AO	N21-TE080	低圧復水ポンプ出口ヘッダ温度	×	0	-	12
57	N22	HD	N22-TE005A	高圧第2給水加熱器(A)ドレン温度	0	_	-	23
58	N22	HD	N22-TE005B	高圧第2給水加熱器(B)ドレン温度	0	-	=	23
59	N22	HD	N22-TE010A	高圧第1給水加熱器(A)ドレン温度	×	0	-	23
60	N22	HD	N22-TE010B	高圧第1給水加熱器(B)ドレン温度	×	0	-	23
61	N22	HD	N22-TE015A	低圧第4給水加熱器(A)ドレン温度	×	0	H	23
62	N22	HD	N22-TE015B	低圧第4給水加熱器(B)ドレン温度	×	0	-	23
63	N22	HD	N22-TE020A	低圧第3給水加熱器(A)ドレン温度	×	0	_	23)
64	N22	HD	N22-TE020B	低圧第3給水加熱器(B)ドレン温度	×	0	-	23
65	N22	HD	N22-TE025A	低圧第2給水加熱器(A)ドレン温度	×	0	-	23
66	N22	HD	N22-TE025B	低圧第2給水加熱器(B)ドレン温度	×	0	_	23
67	N22	HD	N22-TE029A	低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(A)入口ドレン温度	×	0	-	23
68	N22	HD	N22-TE029B	低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(B)入口ドレン温度	×	0	-	23
69	N22	HD	N22-TE030A	低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(A)出口ドレン温度	×	0	_	23
70	N22	HD	N22-TE030B	低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(B)出口ドレン温度	×	0	_	23)
71	N22	HD	N22-TE036A1	湿分分離ドレンタンク(A1)ドレン温度	0	-	_	9
72	N22	HD	N22-TE036A2	湿分分離ドレンタンク(A2)ドレン温度	0	-	-	9
73	N22	HD	N22-TE036B1	湿分分離ドレンタンク(B1)ドレン温度	0	_	-	9
74	N22	HD	N22-TE036B2	湿分分離ドレンタンク(B2)ドレン温度	0	-	_	9
75	N22	HD	N22-TE041A1	第1段加熱器ドレンタンク(A1)ドレン温度	0	-	-	9
76	N22	HD	N22-TE041A2	第1段加熱器ドレンタンク(A2)ドレン温度	0	-	-	9
77	N22	HD	N22-TE041B1	第1段加熱器ドレンタンク(B1)ドレン温度	0	=	-	9
78	N22	HD	N22-TE041B2	第1段加熱器ドレンタンク(B2)ドレン温度	0	-	-	9
79	N22	HD	N22-TE046A1	第2段加熱器ドレンタンク(A1)ドレン温度	0	_	_	9
80	N22	HD	N22-TE046A2	第2段加熱器ドレンタンク(A2)ドレン温度	0	-	-	9

O:OK ×:NG -:評価不要 ※:添付資料-2参照

連番	系統			Latinative.		評価結果		
連番	番号	略称	Tag No.	名称		STEP 2	STEP 3	箇所 ※
81	N22	HD	N22-TE046B1	第2段加熱器ドレンタンク (B1)ドレン温度	0	-	-	9
82	N22	HD	N22-TE046B2	第2段加熱器ドレンタンク (B2) ドレン温度	0	_	-	9
83	N36	ES	N36-TE007A	湿分分離加熱器(A)出口蒸気温度(低圧タービン(A)入口)	×	0	=	8
84	N36	ES	N36-TE007B	湿分分離加熱器(B)出口蒸気温度(低圧タービン (A)入口)	×	0	-	8
85	N36	ES	N36-TE008A	湿分分離加熱器(A)出口蒸気温度(低圧タービン(B)入口)	×	0		8
86	N36	ES	N36-TE008B	湿分分離加熱器 (B) 出口蒸気温度 (低圧タービン (B) 入口)	×	0	=	8
87	N36	ES	N36-TE032A	低圧第4給水加熱器 (A) 抽気温度	×	0) 	8
88	N36	ES	N36-TE032B	低圧第4給水加熱器(B)抽気温度	×	0	-	8
89	N36	ES	N36-TE033A	MSH第1段加熱器(A)加熱蒸気温度	×	×	0	8
90	N36	ES	N36-TE033B	MSH第1段加熱器(B)加熱蒸気温度	×	×	×	8
91	N38	AS	N38-TE011A	MSH第2段加熱器(A)加熱蒸気温度	×	0	-	7
92	N38	AS	N38-TE011B	MSH第2段加熱器(B)加熱蒸気温度	×	0	-	7
93	P63	SC	P63-TE027	SC中間熱交換器出口ドレン温度		_	_	24)
94	B32	PLR	SP-RB01	原子炉再循環系出口配管	×	×	×	1
95	G31	CUW	SP-RB02	原子炉冷却材浄化系ポンプ出口配管	0	-	_	3
96	G32	CUW	SP-RB03	原子炉冷却材浄化系ポンプ出口配管	×	0	-	3
97	E11	RHR	SP-RB06A	RHR熱交換器(A)出口配管	×	0	a=3. le	2
98	E11	RHR	SP-RB06B	RHR熱交換器(B)出口配管	×	0	-	2
99	N11	MS	SP-TB01	主蒸気ヘッダ	0	-	-	⑤
100	N21	FDW	SP-TB13	高圧第2給水加熱器出口配管	×	×	0	22
101	N21	FDW	SP-TB14	高圧第2給水加熱器出口配管	×	×	0	22
102	N21	С	SP-TB04	復水ろ過装置入口配管	×	×	×	(13)
103	N21	С	SP-TB07	復水ろ過装置出口配管	×	×	0	(15)
104	N21	С	SP-TB10	復水脱塩装置出口配管		×	0	1
105	G31	CUW	SP-RB04A	CUWろ過脱塩器(A)出口配管		*	-	3
106	G31	cuw	SP-RB04B	CUWろ過脱塩器(B)出口配管	0	-	_	3
107	N26	CF	SP-TB06A	復水ろ過装置出口配管(A)	×	×	0	14)

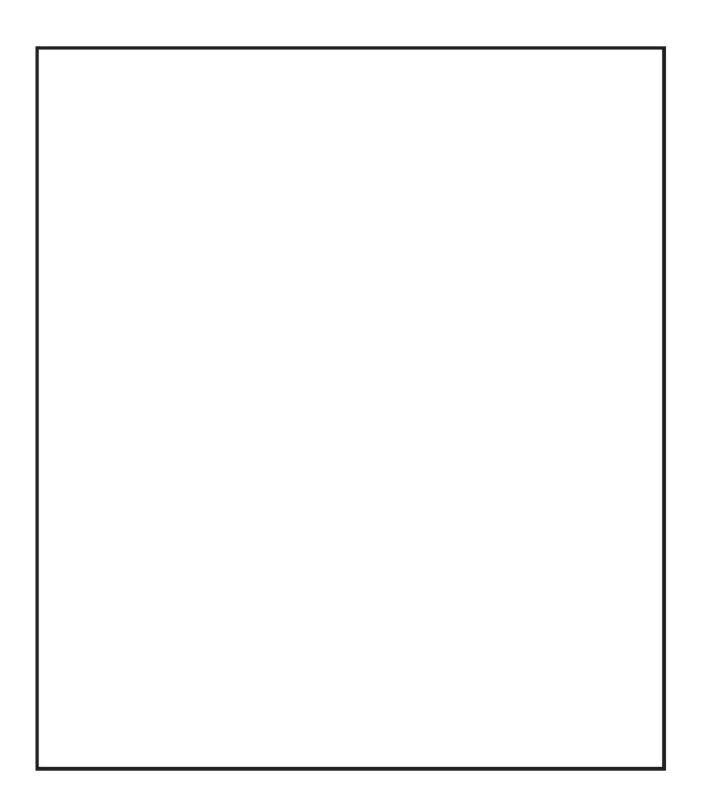
O:OK ×:NG 一:評価不要 ※:添付資料-2参照

vete vot.	系統		系統	8 30		評価結果			
連番	番号	略称	Tag No.	名称	STEP 1	STEP 2	STEP 3	箇所※	
108	N26	CF	SP-TB06B	復水ろ過装置出口配管(B)	×	×	0	14)	
109	N26	CF	SP-TB06C	復水ろ過装置出口配管(C)	×	×	0	14)	
110	N26	CF	SP-TB06D	復水ろ過装置出口配管 (D)	×	×	0	14)	
111	N26	CF	SP-TB06E	復水ろ過装置出口配管(E)	×	×	0	130	
112	N27	CD	SP-TB09A	復水脱塩装置出口配管 (A)	×	×	×	16	
113	N27	CD	SP-TB09B	復水脱塩装置出口配管 (B)	×	×	×	16)	
114	N27	CD	SP-TB09C	復水脱塩装置出口配管 (C)	×	×	×	16)	
115	N27	CD	SP-TB09D	復水脱塩装置出口配管 (D)	×	×	×	16	
116	N27	CD	SP-TB09E	復水脱塩装置出口配管(E)	×	×	×	16	
117	N27	CD	SP-TB09F	復水脱塩装置出口配管(F)	×	×	×	16)	
118	N27	CD	CDin	復水脱塩装置入口配管(酸素注入ライン)	×	×	0	(15)	



対象設備の概略図(温度計ウェル)

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



対象設備の概略図(サンプリングノズル)

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

プラント機器への影響評価

1. 想定損傷物について

設置場所および寸法形状については以下の通りとする。

- ① 原子炉再循環系出口配管サンプリングノズル (SP-RB01)
 - ・原子炉再循環ポンプ出口弁下流部 (別紙1参照)
 - $\cdot \phi = 19 \, \text{mm}, L = 135 \, \text{mm}$
- ② 復水ろ過装置入口配管サンプリングノズル (SP-TB04)
 - ・低圧復水ポンプ下流部 (別紙2参照)
 - $\cdot \phi = 27.2 \text{ mm}, L = 294 \text{ mm}$
- ③ 復水脱塩装置出口配管(A)~(F)サンプリングノズル(SP-TB09A~F)
 - · 復水脱塩装置出口部 (別紙2参照)
 - $\phi = 20 \, \text{mm}, L = 145 \, \text{mm}$

2. 評価方法

上記想定損傷物が、別紙1,2に示す位置から一次冷却材に流入し、原子炉内へ流入するか、また流入する可能性がある場合、プラント機器に影響を与えるかについて検討を行った。

3. 評価結果

- ① SP-RB01
 - ・ 別紙1に示す通り、サンプリングノズル設置場所の下流部には弁等の機器がないため、再循環入口ノズルからジェットポンプに流入する。
 - ・ ジェットポンプの最も狭隘な部位はインレットミキサのノズル部であるが,内 径が約29mmであり、損傷サンプリングノズルは通過する。(図1参照)
 - ・ ジェットポンプから流出し、炉底部に至り、上部への流れに乗り上昇すると仮定すると、燃料支持金具に到達する。燃料支持金具には、周辺部と中央部の2種類があり、周辺燃料支持金具のオリフィスの穴径は約32mm であるため、損傷サンプリングノズルは通過する。また、中央燃料支持金具については、流路で引っかかるが、損傷部の形状によっては長さが短くなることも考えられ、通過することを否定できない。(図2参照)
 - ・燃料支持金具を通過すると燃料の下部タイプレートに到達するが、下部タイプレートの冷却水流路の狭隘部は、ステップ II 燃料で約16.3 mm、ステップ II 燃料(B型)で約14.3 mm、またステップ II 燃料(A型)の冷却水流路で約 ϕ 7.2 mm であり、損傷サンプリングノズルの形状や寸法から、ここに捕捉されるため、燃料集合体に影響はない。(図3参照)

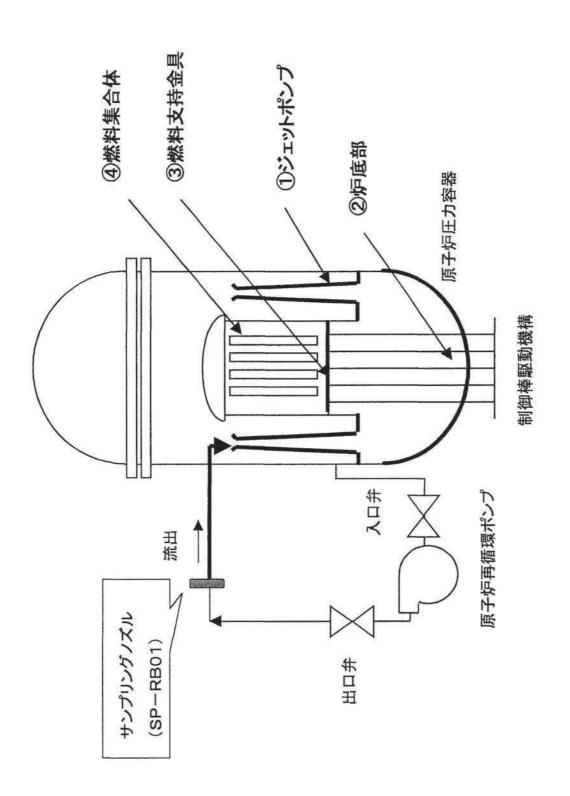
2 SP-TB04

・ 別紙 2 に示す通り、サンプリングノズル設置場所の下流部に設置された復水ろ 過装置の中空糸膜フィルタに捕捉されるため、原子炉に流入することはない。

③ SP-TB09A~F

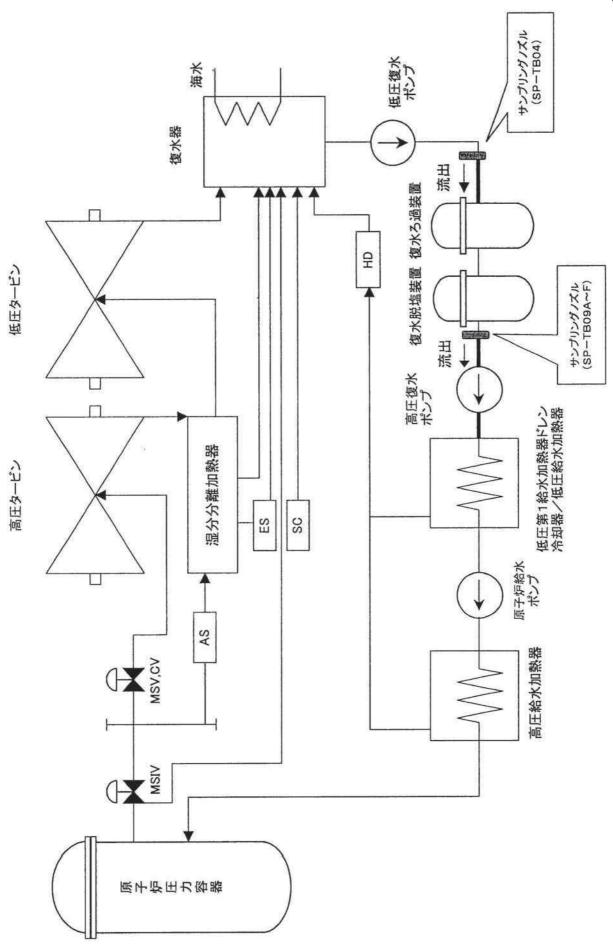
・ 別紙 2 に示す通り、サンプリングノズル設置場所の下流部に設置された低圧第 1 給水加熱器ドレン冷却器に捕捉されるため (伝熱管外径: 19.05 mm (t=1 mm))、原子炉に流入することはない。

なお,その手前にある高圧復水ポンプは常用系であり,仮に運転に支障をきた した場合は予備機に切替が可能である。



16

サンプリングノズル想定流入、滞留経路



17

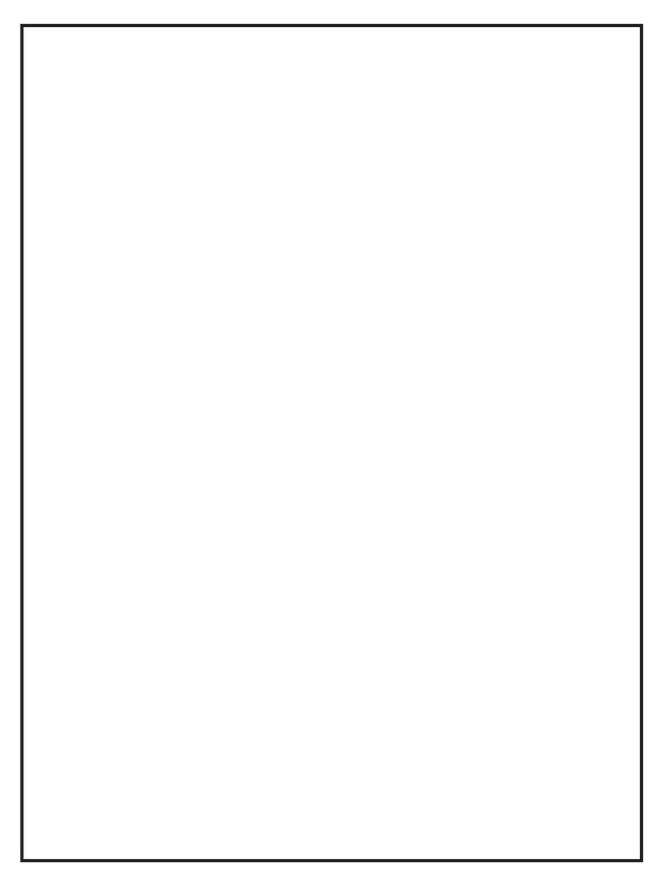


図1 ジェットポンプ

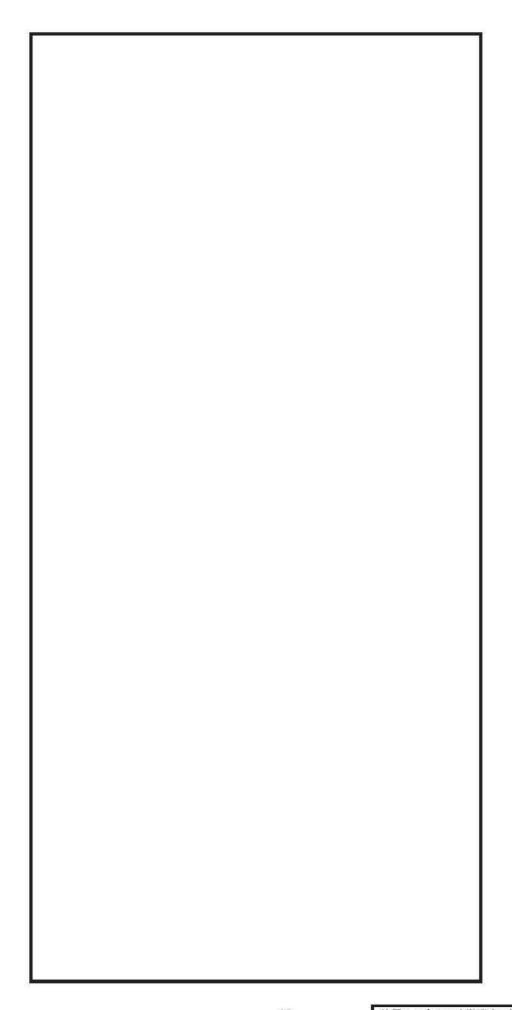


図2 燃料支持金具およびオリフィス

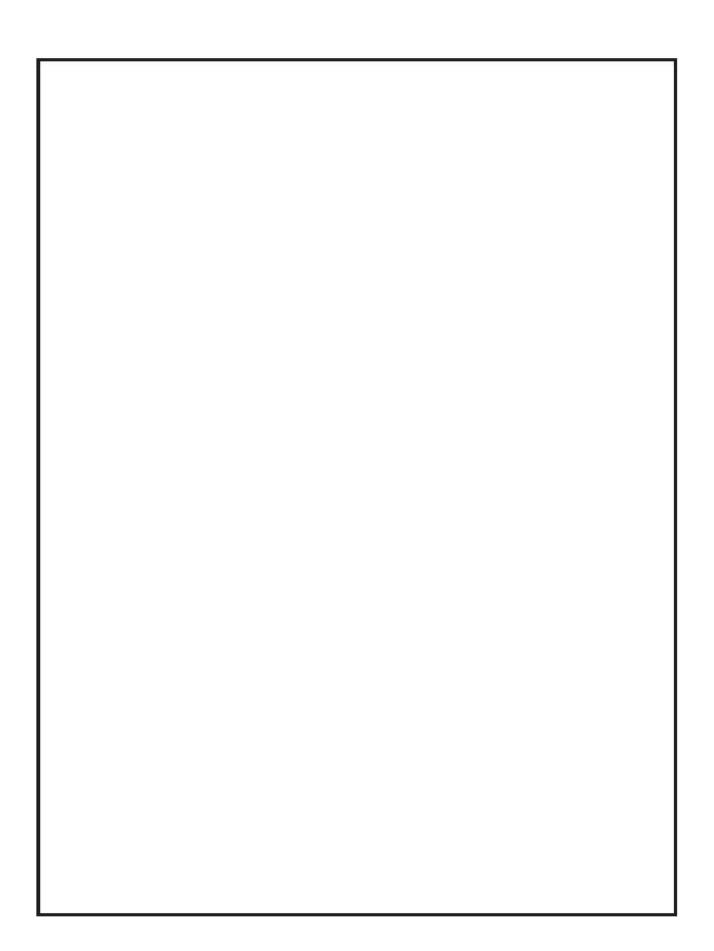


図3 下部タイプレート

添付資料-6

損傷の可能性が否定できない箇所の措置計画

NO	プラント	Tag No	名称	措置計画
1	0-2	B21-TE002	原子炉出口主蒸気温度	#8 定検で取替
2	0-2	B32-TE003A	原子炉再循環ポンプ(A)入口温度	#8 定検で取替
3	0-2	B32-TE003B	原子炉再循環ポンプ(B)入口温度	#8 定検で取替
4	0-2	N11-TE006A	高圧タービン第1入口温度	#8 定検で取替
5	0-2	N11-TE006B	高圧タービン第2入口温度	#8 定検で取替
6	0-2	N11-TE006C	高圧タービン第3人口温度	#8 定検で取替
7	0-2	N11-TE006D	高圧タービン第4入口温度	#8 定検で取替
8	0-2	N36-TE033B	MSH 第1段加熱器(B)加熱蒸気温度	#8 定検で取替
9	0-2	SP-RB01	原子炉再循環系出口配管	#8 定検で取替
10	0-2	SP-TB04	復水ろ過装置入口配管	#8 定検で取替
11	0-2	SP-TB09A	復水脱塩装置出口配管 (A)	#8 定検で取替
12	0-2	SP-TB09B	復水脱塩装置出口配管 (B)	#8 定検で取替
13	0-2	SP-TB09C	復水脱塩装置出口配管 (C)	#8 定検で取替
14	0-2	SP-TB09D	復水脱塩装置出口配管 (D)	#8 定検で取替
15	0-2	SP-TB09E	復水脱塩装置出口配管 (E)	#8 定検で取替
16	0-2	SP-TB09F	復水脱塩装置出口配管 (F)	#8 定検で取替

O-2 温度計ウェル				
*:1次評価では使用した	ないパラメータである。			
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
I				
1				
1				
W.				

200	
733	
-	
1000	
154	
17	
-	
. 4	
14	
204	
100	
1	
200	
300	
20	
100	
Th:	
東の三世	
1	
0	
- 2	
200	
113	
(2)	
7	
- 31	
- 819	
- 24	
24	
1033	
SE CHI	
- 5	
0.00	
.000	
241	
1,57	
-1	
191	
3.5	
7	
435	
1	
(7)	
- 0	
100	
- 1	
· 19.	
100	
349	
*	
100	
11.00	
1123	
0.0	
- 94	
2.5	
これをません	
1/2	
250	
1	
~	

O-2 温度計ウェル STEP1	
*: 1次評価では使用しないパラメータである。	

O-2 温度計ウェル STEP2 (注)自由能強する系統のため、STEP3を行う。			
(注)自田設強する系統のため、STEP3を行う。			
a.			
注			
		 	

配管内円柱状構造物の流力振動評価データ	273,241
O-2 温度計ウェル STEP3	

配管内円柱状構造物の流力振動評価データ

0-2: サンノリンクノスル (SIEド1評価)		
*:1次評価では使用しないパラメータである。		
		11

枠囲みの内容は商業機蹈の観点から公開:	
1	
38	
できま	
94	4
せん	
0	

配管内円柱状構造物の流力振動評価データ

0-2: サンブリングノズル (STEP2評価)	

43
34
ITT.
24
0
O
K
481
401
94
괢
Att
170
M
EN
9
THE P
ÇIII
∃Dr
74
V
130
12
12
噩
d
nic
140
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません
世
1
5

女川 2 号機 配管内円柱状構造物健全性評価 ステップ③対象箇所アイソメ図一覧表

NO.	プラント	系統	TAG. NO.	計測点名称	アイソメ図 シートNo.
1 0-2 NB B21-TE002		B21-TE002	原子炉出口主蒸気温度	1	
2	0-2	NB	B21-TE003	主蒸気ドレンライン温度	19
3	0-2	PLR	B32-TE002A	原子炉再循環ポンプ(A)入口温度	2
4	0-2	PLR	B32-TE002B	原子炉再循環ポンプ(B)入口温度	3
5	0-2	PLR	B32-TE003A	原子炉再循環ポンプ(A)入口温度	2
6	0-2	PLR	B32-TE003B	原子炉再循環ポンプ(B)入口温度	3
7	0-2	RHR	E11-TE007A	RHR熱交換器(A)出口温度	4
8	0-2	RHR	E11-TE0078	RHR熱交換器(B)出口温度	5
9	0-2	0-2 RHR E11-TE010A		RHR熱交換器(A)入口温度	6
10	0-2	RHR	E11-TE010B	RHR熱交換器(B)入口温度	7
11	0-2	MS	N11-TE006A	高圧タービン第1入口温度	1
12	0-2	MS	N11-TE006B	高圧タービン第2入口温度	1
13	0-2	MS	N11-TE006C	高圧タービン第3入口温度	1
14	0-2	MS	N11-TE006D	高圧タービン第4入口温度	1
15	0-2	0-2 ES N36-TE033A		MSH第1段加熱器(A)加熱蒸気温度	8
16	6 0-2 ES N36-TE033B		N36-TE033B	MSH第1段加熱器(B)加熱蒸気温度	9
17	0-2	PLR	SP-RB01	原子炉再循環系出口配管	10
18	0-2	FDW	SP-TB13	高圧第2給水加熱器出口配管	11
19	0-2	FDW	SP-TB14	高圧第2給水加熱器出口配管	11
20	0-2	С	SP-TB04	復水ろ過装置入口配管	12
21	0-2	С	SP-TB07	復水ろ過装置出口配管	13
22	0-2	С	SP-TB10	復水脱塩装置出口配管	14
23	0-2 CF SP-TB06A		SP-TB06A	復水ろ過装置出口配管(A)	15
24	24 0-2 CF SP-TB06B		SP-TB06B	復水ろ過装置出口配管(B)	15
25	0-2	CF	SP-TB06C	復水ろ過装置出口配管(C)	15
26	0-2	CF	SP-TB06D	復水ろ過装置出口配管(D)	16
27			SP-TB06E	復水ろ過装置出口配管(E)	16
28	0-2	CD	SP-TB09A	復水脱塩装置出口配管 (A)	17
29	0-2	CD	SP-TB09B	復水脱塩装置出口配管 (B)	18
30	0-2	CD	SP-TB09C	復水脱塩装置出口配管 (C)	17
31	0-2	CD	SP-TB090	復水脱塩装置出口配管 (D)	18
32	0-2	CD	SP-TB09E	復水脱塩装置出口配管 (E)	17
33	0-2	CD	SP-TB09F	復水脱塩装置出口配管 (F)	18
34	0-2	CD	CDin	復水脱塩装置入口配管(酸素注入ライン)	13

プラント	系統	Tag No.	計測点名称
]-5	NB	B21-TE002	原子炉出口主蒸気温度
]-5	MS	N11-TE006A	高圧タービン第1入口温度
]-5	MS	N11-TE006B	高圧タービン第2入口温度
7-2	MS	N11-TE006C	高圧タービン第3人口温度
7-2	MS	N11-TE006D	高圧9ービン第4入口温度

計測点名称	原子炉再循環ポンプ(A)入口温度	原子炉再循環ポンプ(A)入口温度
Tag No.	B32-TE002A	B32-TE003A
系統	PLR .	PLR
4.5.7	. 0-2	0-2

計測点名称	原子炉再循環ポンプ(B)入口温度	原子炉再循環ポンプ(B)入口温度
Tag No.	B32-TE002B	B32-7FE003B
系統	PER	PLR
プラント	0-2	0-2

計測点名称	RFIR熱交磯器(A)出口温度
	E11-TE007A
系統	RHR
プラント	0-2

計測点名称	RHR熱交換器(B) 出口温度
Tag No.	. E11-TE007B
系統	RHR
プラント	0-5

名称	人口温度
計測点名称	RHR熱交機器(A) 入口温度
	EII-TE010A R
\dashv	RHR
パシゲ	0-2

計測点名称	RHR熱茲錄器(B) 入口温度					
Tag No.	RHR E11-TE010B					
系統	RHE					
プラント	0-2					

7, 計測点名称 133A MSH第1段加熱器(A)加熱蒸気温度	

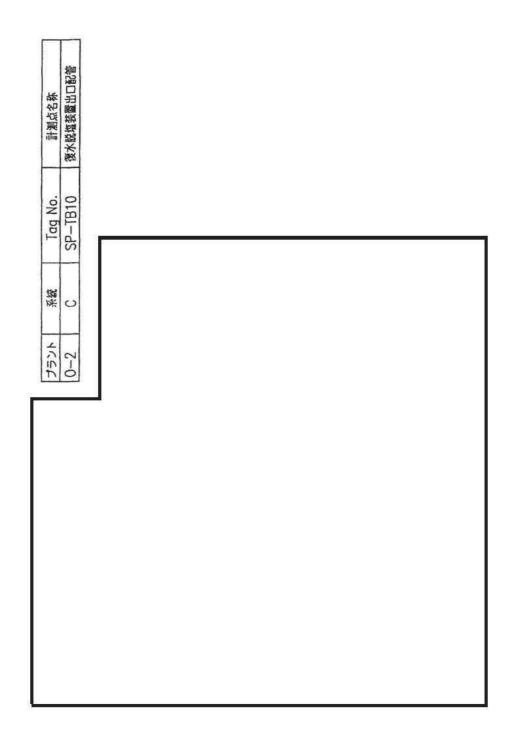
抽致	1		
可利品名称 MSH第1段加熱器(B)加熱蒸気温度			
N36-TE033B MS			

-	
計測点名称	原子炉再循環茶出口配管
Tag No.	
系統	PLR
17.1	0-2

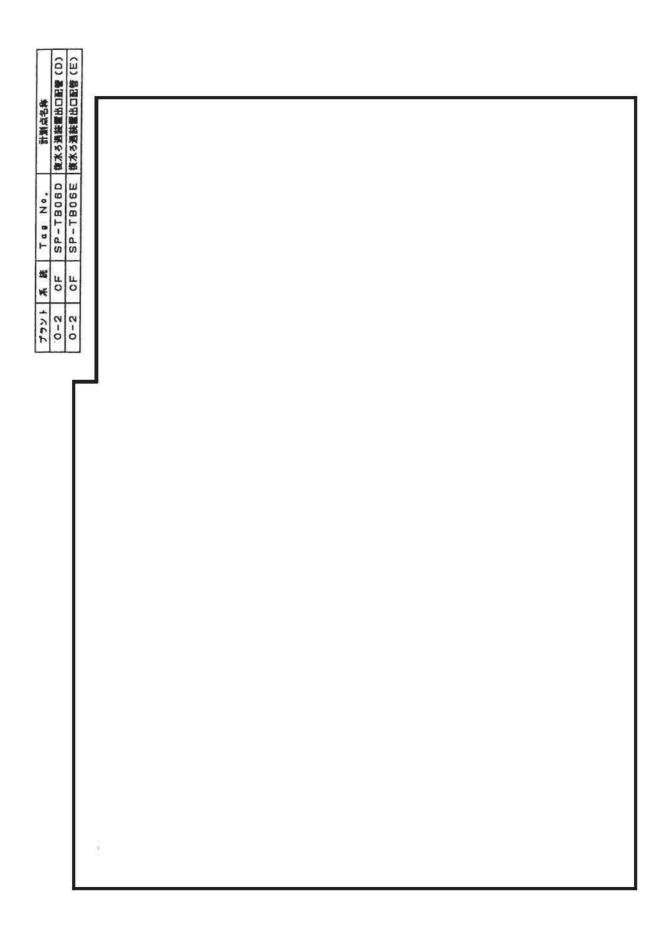
計測点名称	高压第2给水加熱器出口配管	高圧第2給水加熱器出口配管
Tag No.	SP-TB13	SP-TB14
系統	FDW	FDW

_		1					
計測点名称	復水る過装置入口配管						
lag No.	SP-TB04						
系統	ပ						
プラント	2-0		7				

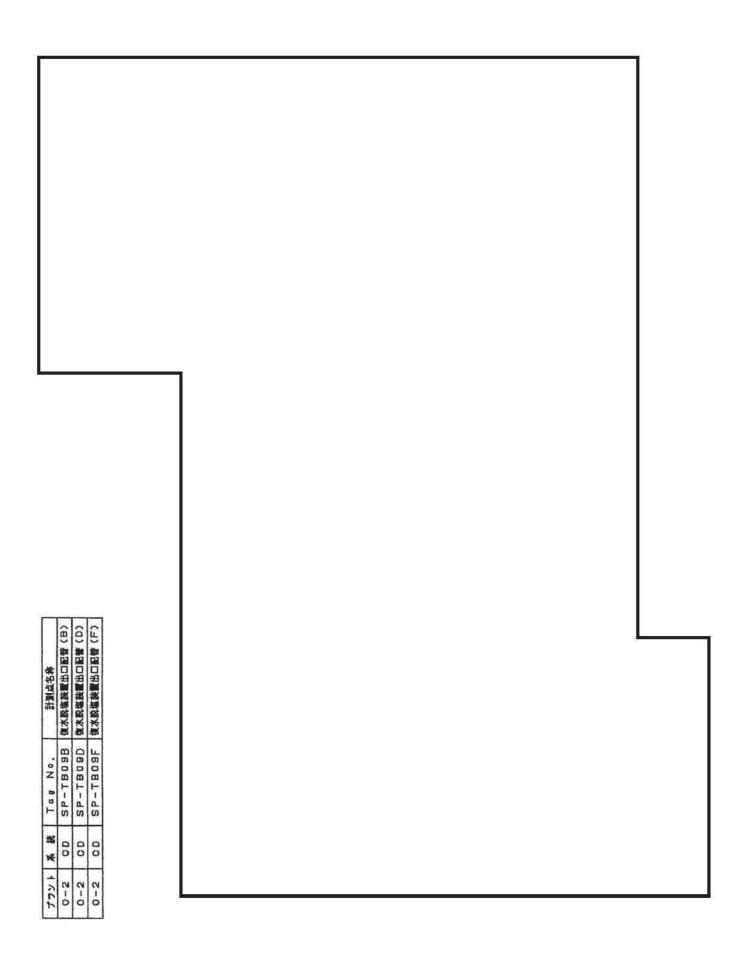
4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4	引 利益で で で で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	(後本院塩装置入口配管(酸素注入ライン)
E S	SP-TB07	CDin
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	T 4	CD
	0-2	0-2



			_
	(A)	(B)	60
*	口配管		
計劃点名称	装置出	技量出	技響出
本語	復水ろ過装置出口配管(A)	Kろ過ぎ	大ろ選
	(年)	1 (1)	1 ()
ž	SP-TB06A	SP-TB06B 復水ろ浅枝電出口配響(B)	3060
Tag	P-T	P-TE	P-TE
\mathbf{H}	\neg		_
系統	OF	OF	OF
7777	0-2	2	-2
7	0	٥	0
	_	_	_
<u> </u>			



0.9 A 健水脱海球腫出口配管 (A) 0.9 C 強水脱海球腫出口配管 (C) 0.9 E 技术脱海球腫出口配管 (E)			
	Tag No. 型製品的数		



T	
計測品名称	ン温度
#TE	主蒸気ドレンライン温度
	B21-TE003
米岩	NB
がた	0-2

女川原子力発電所 2 号機

配管内円柱状構造物健全性評価報告書における誤記等について

平成17年12月27日付け「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴う電気事業者に基づく定期事業者検査の実施について」のうち「別紙1 新省令第6条及び第8条の2第2項における流体振動による損傷の防止に関する当面の措置について」(平成17·12·22原院第6号)の指示に基づき、エルボの偏流による影響等を考慮し配管内円柱状構造物の流体振動による損傷の防止に関する評価結果と措置計画等について報告書を提出した。

その後,本報告書の措置計画の一部を変更したことや誤記が認められたことから,当該部分を修正のうえ再提出するとともに,誤記の原因を調査し,その結果に基づき再発防止対策を行うこととした。

1. 措置計画の変更について

女川原子力発電所2号機において損傷の可能性を否定できない個所のうち、原子炉再循環系の温度計ウェル2箇所およびサンプリングプローブ1箇所については、納期上の理由から次回定期検査にて交換することとしていたが、今回の定期検査(第8回)に調達が可能であることを確認したため、計画を前倒しして対策品に取り換えることとした。

2. 誤記について

(1) 概要

- ・女川原子力発電所2号機における配管内円柱状構造物の評価報告書について平成18 年3月31日付けで提出した。
- ・偏流の影響等を考慮した評価について指示を受けたことから、偏流による影響の確認 および再評価の結果について、新たに作成した構造物廻りの配管図(アイソメ図)と ともに、メーカから報告を受けた。(4月21日)
- ・メーカの評価結果に基づき、損傷の可能性を否定できない箇所について、プラント機器への影響評価や措置計画について社内でも検討を行い、報告書として取りまとめ、 4月28日付けで提出した。
- ・このアイソメ図について、6月19日にメーカから誤記があるとの連絡を受けたことから、6月21日から7月10日にかけて社内で報告書のダブルチェックを行い、内容の確認を行った。

なお、誤記の内容は以下の3種類に分類されるが、いずれも評価結果に影響はなかった。

① 偏流部からの距離の誤記

- ② 偏流部からの距離以外の図面記載項目の誤記
- ③ 計測点名称の誤記

また、計測点名称の整合性の観点から統一すべきと思われる個所についても確認した。 (詳細は添付資料—1参照)

(2)原因

今回確認された誤記については、平成18年3月に提出した報告書からはほとんど確認されていないため、誤記が発生した主な原因は以下の通りと考えられる。

- ① 作業期間が1ヶ月と限定された中で新たにアイソメ図を作成したため、作成者による寸法などの読み間違いなどが発生したこと、またチェックも十分実施できなかった。(作成者の確認のみで提出された)
- ② メーカから評価結果の提出が遅れたこともあり、当社側の資料作成作業も担当者まかせとなりチェックも十分行わなかった。(ダブルチェックによる確認を行わなかった)

また、今回の誤記が発生した背景には、時間的要因の他に以下の要因もあると考えられる。

【委託メーカの要因】

- ① 作業に関する指示が徹底されていない。
- ② 作業スケジュールがない。
- ③ 作業内容を把握していない。(特にアイソメ図の作成は大変な労力であった)

【当社の要因】

- ① 作業スケジュールを把握していない。
- ② アイソメ図作成の基本的な内容についてメーカへ指示したものの、指示した内容が 反映されているかの確認をせず、メーカまかせとなった。

(3) 再発防止対策

今回の原因等を踏まえ、報告書に対して以下の対策を実施した。

【委託メーカの対策】

- ① 報告書の精度を確保するための管理方策としてアイソメ図作成作業者が容易に 作業過程を確認できるように作業内容を記録した。(トレーサビリティーの確 保)
- ② 図面の数値の見えにくい箇所については、必要に応じて別資料による検証等を 実施した。
- ③ 全てのアイソメ図作成作業結果に対して、メーカ社内のダブルチェックを行うことにより、報告書に正確を期した。

【当社対策】

- ① ·報告書に添付された全てのアイソメ図の記載事項について,出典元のデータ(配管施工図面等)との照合を実施した。
- ② 報告書に添付された全てのアイソメ図の記載事項について、報告書との照合を実施した。
- ③ 全ての照合作業についてダブルチェックを行うことにより、報告書に正確を期した。

また,今回の不適合を踏まえ,委託にて作業管理を行う場合は以下の点について社内 関係者へ周知し,今後も誤記を防止する努力を継続していくこととする。

- ① メーカから評価作業スケジュールを提出させ、進捗管理を確実に行うとともに、メーカによるダブルチェックを確実に行うことを調達における標準仕様書(要領)に 反映する。
- ② メーカ内の作業工程 世 世 提 し、当社が確認すべき項目について明確にするとともに、当社がダブルチェックを必ず行うことを調達管理要領に反映する。
- ③ メーカへ指示した事項は確実にフォローするとともに、当社作成の資料についても 確実にダブルチェックを行う。

以上

高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する評価結果について

女川原子力発電所2号機

高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する 評価および検査結果報告書

平成20年3月東北電力株式会社

1. はじめに

「高サイクル熱疲労に係る評価及び検査に対する要求事項について」(平成19年2月16日付け平成19·02·15原院第2号)に基づき,女川原子力発電所2号機における高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する評価を行い検査対象部位を特定し,女川原子力発電所2号機第9回定期事業者検査において検査を実施した。

本報告書は、その結果を報告するものである。

なお、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴う電気事業法に基づく定期事業者検査の実施について」(平成17年12月27日付け平成 $17\cdot12\cdot22$ 原院第6号)のうち、別紙2「新省令第6条における高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する当面の措置について」に基づく女川原子力発電所2号機における高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する評価結果については報告済みである(別添-1)。

2. 高サイクル熱疲労に係る評価及び検査対象部位の特定

(1) 高サイクル熱疲労割れに係る構造健全性評価

高サイクル熱疲労割れが発生する可能性が高い部位について,発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第6条および解釈第6条第2項および第3項に基づき,日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」(以下「JSME S017」という。)に従って評価を行ない、問題ないことを確認しているが(別添-1)、母材部の基本探傷で評価すべきエコーが確認されているため、「高サイクル熱疲労に係る評価及び検査に対する要求事項について」(平成19年2月16日付け平成19・02・15原院第2号)に基づき、検査対象部位を以下のとおり特定し、女川原子力発電所2号機第9回定期事業者検査において再度検査を実施した。

なお、JSME~SO17に従い評価した部位にあっては、過去に評価部位の上流側又は下流側で評価に影響を及ぼす改造工事は実施していないことを確認した。(添付資料-1)

(2) 検査対象部位の特定

「高サイクル熱疲労に係る評価及び検査に対する要求事項について」(平成19年2月16日付け平成19·02·15原院第2号)に基づき,第9回定期事業者検査において検査を行う検査対象部位を以下に示すとおり特定した。

a. 高低温水合流型

残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部(A)(B)

3. 検査の方法及び結果

検査対象部位として特定した, 残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部(A)(B)について,「高サイクル熱疲労に係る評価及び検査に対する要求事項について」(平成19年2月16日付け平成19·02·15原院第2号)に基づく方法で検査を実施し,問題のないことを確認した。

(添付資料-2)

4. 今後の対応について

残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部(A)(B)については、「高サイクル熱疲労に係る評価及び検査に対する要求事項について」(平成19年2月16日付け平成19·02·15原院第2号)に基づき、今後の定期事業者検査においても検査を実施することとする。

また、詳細評価や構造変更等の必要性についての検討も行っていくこととする。

5. 添付資料

添付資料-1:女川原子力発電所2号機 高サイクル熱疲労割れに関する評価に 係る過去の改造工事の確認について

添付資料-2:女川原子力発電所2号機 高サイクル熱疲労に係る検査の結果について

6. 別添

別添-1:女川原子力発電所2号機 高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する評価結果について(平成18年11月)

以上

女川原子力発電所2号機

高サイクル熱疲労割れに関する評価に係る過去の改造工事の確認について

「高サイクル熱疲労に係る評価及び検査に対する要求事項について」(平成19年2月16日付け平成19・02・15原院第2号)に基づき、評価に影響を及ぼす改造工事の有無について、以下のとおり確認した。

1. 対象となる改造

(1) 高低温水合流型

残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管の合流部における

- ・残留熱除去系ポンプ定格流量が変更となるような改造
- ・熱交換器伝熱面積が変更となるような改造
- ・ティーの合流形態が変更になるような改造
- ・合流前後の配管(ポンプ~合流ティー)の材質及び口径が変更になるような 改造
- ・合流前の流れを乱す原因となるエルボ、曲げ管、ディフューザ等の追加設置

(2) キャビティーフロー型熱成層

原子炉再循環系ドレンラインエルボ部およびタービン駆動原子炉給水ポンプミニ マムフローラインエルボ部を対象とし

- ・原子炉再循環系吸込ノズルの改造
- ・原子炉再循環系ポンプ、原子炉給水ポンプの定格流量が変更になるような工事
- ・主管(ポンプ〜分岐部近傍),分岐管の口径が変更になるような改造
- ・分岐管の材質、厚さが変更になるような改造
- ・分岐管のルート変更(閉塞弁位置の変更を含む)

2. 確認項目および結果

改造工事実績に関する確認結果を表1に示す。

いずれの評価対象部位についても高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する評価に影響を及ぼす改造工事の実績はなかった。

以上

表1 女川2号機 高サイクル熱疲労に係る改造工事実績確認結果

上流・下流側配管他	残留熱除去系熱交換器 改造・容量変更工事なし 上流・下流側配管改造工事なし	上流・下流側主管改造工事なし	上流・下流側主管改造工事なし
ポンプ	残留熱除去ポンプの容量変更なし	原子炉再循環ポンプの容量変更なし	タービン駆動 原子炉給水ポンプ の容量変更なし
光	当該配管改造工事なし	当該分岐管改造工事なし	当該分岐管改造工事なし
評価対象部位	残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管合流部	原子炉再循環系ドレンライン	タービン駆動原子炉給水ポンプミニマムフローライン
	高低温水合流型	# 4-11	ティーフロー型熱成層

女川原子力発電所2号機 高サイクル熱疲労に係る検査の結果について

女川2号機第7回定期検査において、熱疲労割れが発生する可能性がある残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部(A)(B)について、構造を考慮した超音波探傷検査(UT)を実施し、異常のないことを確認した。

上記検査において母材部の基本探傷でエコー高さが距離振幅補正曲線の20% (DAC20%^{注1})を超えるエコーを検出した箇所について第9回定期検査時に定期事業者検査として再度UTを実施した。

注1 DAC20%とは、対比試験片に設けられた横穴から反射された超音波のエコー高さを DAC100%とした場合に、このエコー高さを 1/5 (20%)にしたものであり、横穴からのエコー高さ (DAC100%)よりも弱いものである。

1. 検査の内容

a. 検査箇所

女川2号第7回定期検査時の検査結果に基づき,母材部の基本探傷でDAC20%を超えるエコーを検出した13箇所。検査箇所位置詳細は別紙1のとおり。

- ・ティ母材部のテーパ部
- 6箇所
- その他母材部のテーパ部
- 7箇所

b. 検査時期

第9回定期検査の検査期間において平成19年12月12日から平成20年1月15日に実施した。

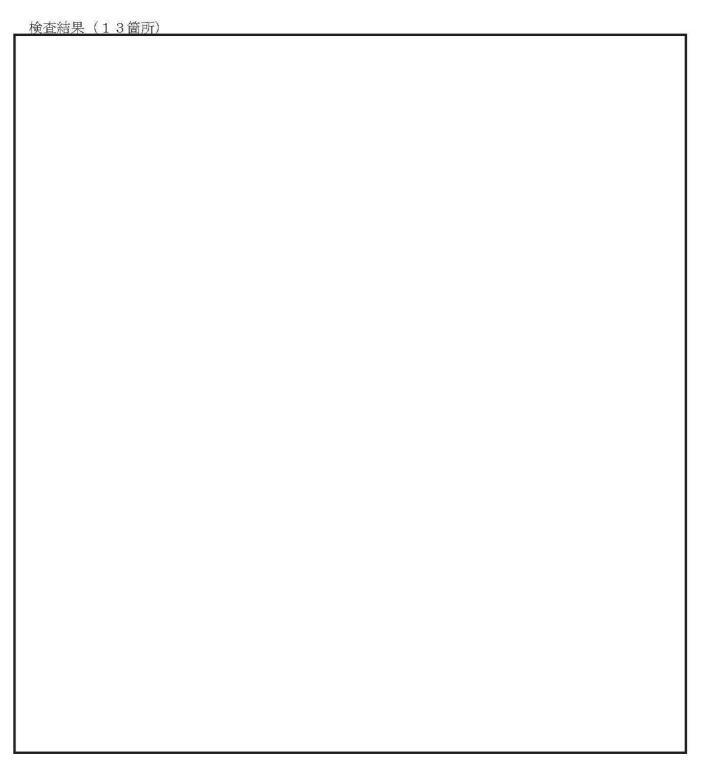
c. 検查方法

検査は、「高サイクル熱疲労に係る評価及び検査に対する要求事項について」(平成19年2月16日付け平成19·02·15原院第2号)に基づき、「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」(平成18年3月23日付け平成18·03·20原院第2号)の別紙1の方法に従い行うものとし、社団法人日本電気協会電気技術指針「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験指針」(JEAG 4207-2004)および社団法人日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年版)」(JSMES NC1-2005)に掲げる方法に準拠し、360°全方位を網羅するUTを実施した。

2. 検査の結果

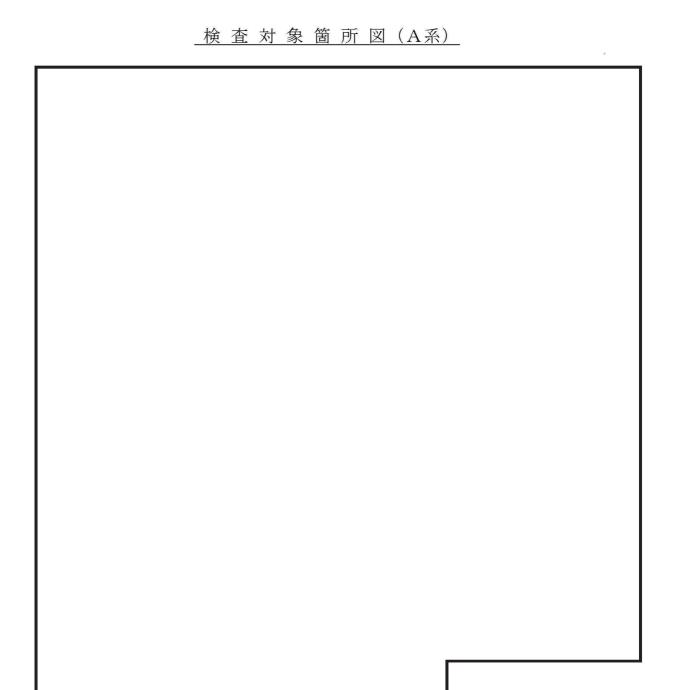
第9回定期検査におけるUTの結果、検査を実施した13箇所について異常がないことを確認した。

なお、UTにおいてエコー高さが DAC20%を超えるエコーを検出したが、相対する方向からの探傷または他の屈折角を用いた探傷では DAC20%を超えるエコーは検出されないことから、当該エコーは欠陥に基づくものではなく、配管内面テーパ形状によるエコー(テーパ移行部エコー、テーパ面エコー)であると評価した。



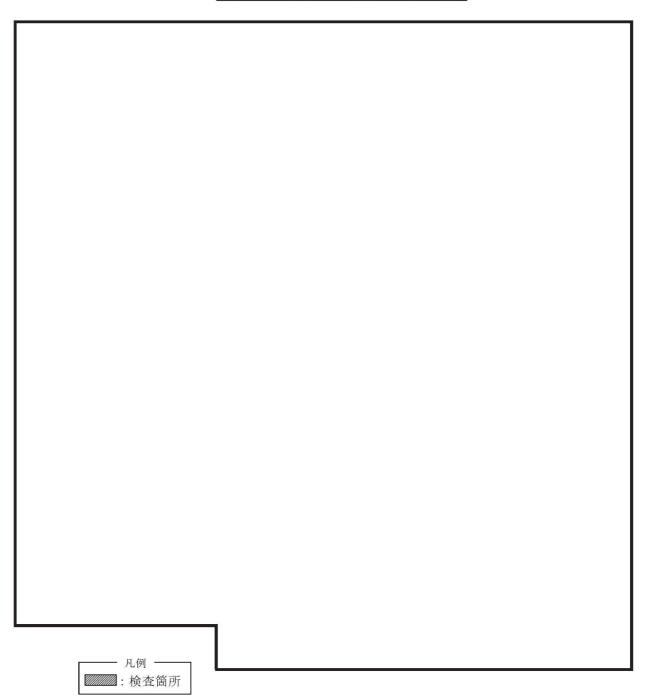
以 上

別紙1:検査対象箇所図



---- 凡例 ----////////: 検査箇所

検査対象箇所図(B系)



女川原子力発電所2号機

高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する 評価結果について

平成18年11月 東北電力株式会社

1. 目 的

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴う電気事業法に基づく定期事業者検査の実施について」(平成17年12月27日付け平成17·12·22原院第6号)のうち、別紙2「新省令第6条における高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する当面の措置について」に基づき、女川原子力発電所2号機における高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する評価結果について報告する。

2. 高サイクル熱疲労割れに関する評価の実施

高サイクル熱疲労割れが発生する可能性が高い部位について、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(以下、「省令62号」という。)第6条および解釈第6条第2項および第3項に基づき、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」(以下 JSME S017という)に従って評価を行ない、部位を以下のとおり特定した。

(1) 対象施設

対象施設は、省令62号第6条および解釈第6条第3項により、以下のとおりである。

- 一次冷却材系
- 原子炉冷却材浄化系
- ・残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)

(2) 高サイクル熱疲労に係る現象

高サイクル熱疲労モードは、以下のとおりである。

- 高低温水合流型
- ・キャビティフロー型熱成層
- 運転操作型熱成層
- ・弁グランドリーク型熱成層
- ・弁シートリーク型熱成層

(3) 高サイクル熱疲労割れの評価対象部位の抽出

高サイクル熱疲労モードのうち、高低温水合流型およびキャビティフロー型熱成層について、評価対象部位を抽出した。

なお,運転操作型熱成層,弁グランドリーク型熱成層および弁シートリーク型熱成層 については,運転管理や弁等の保守管理で対応可能であることから評価対象外 (注1) とした。

注1: JSME S017の評価対象外

a. 高低温水合流型

高低温水合流型は、高温水と低温水が混合する部位において、温度変動による熱応力の変動が繰り返され熱疲労が生じる現象であり、以下の通り評価対象部位を抽出している。

- ①原子炉圧力容器給水ノズル
- ②原子炉再循環系/残留熱除去系吐出合流部
- ③原子炉浄化系の給水系への戻り部
- ④残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管合流部

b. キャビティフロー型熱成層

キャビティフロー型熱成層は、高温流体に接続されている閉塞配管に高温水が流入すること(キャビティフロー)により閉塞配管に熱成層が発生し、熱成層境界面の変動で温度変動が繰り返され熱疲労が生じる現象であり、以下の通り評価対象部位を抽出 (注2) した。

①原子炉再循環系ドレンライン

注2: JSME S017においては、評価対象を以下のように定めている。

- ・主管側から見て下向きから水平に移行する部位を含む配管を対象とする。
- ・分岐管口径は、50A~300Aを対象とする。
- ・主管と分岐管の口径比(分岐管内径/主管内径)は、0.5以下までを対象とする。 なお、以下の前提条件を満足するものとする。
 - ・分岐管口径は一様である場合を対象とする。
 - ・分岐管は主管より直角に分岐する場合を対象とする。
 - ・主管および分岐管には、保温を有する場合を対象とする。
- ・非圧縮性と考えられる水単相を対象とする。
- ・主管流速は 5m/s~18m/s を対象とする。
- ・主管内流体温度は、分岐管内流体滞留温度(雰囲気温度)よりも高い場合を対象とする。
- ・分岐管の材料はオーステナイト系ステンレス鋼および炭素鋼を対象とする。

(添付資料-1)

(4) 高サイクル熱疲労割れに係る構造健全性評価

(3)で抽出した高サイクル熱疲労割れの評価対象部位について、JSME S017に基づき評価を行った。

a. 高低温水合流型

抽出された4箇所は、「泊発電所2号機再生熱交換器胴側出口配管の損傷を踏まえた 検査の実施について 一高サイクル熱疲労割れに係る検査の実施について 」(平成15 年12月12日付け平成15・12・11原院第1号)に従って評価を行ない、熱疲労割れ が発生する可能性がある残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部 (A)(B)について検査を実施し(注3)、問題ないことを確認している。 (別添一1)

注3 検査範囲は別添1の別紙4に示す探傷範囲の母材および溶接線(ただし構造上検査できない場合は、検査できる最大限を実施)

b. キャビティフロー型熱成層

(a) 原子炉再循環系ドレンライン (A系, B系)

添付資料-2に示すフローによる評価の結果,原子炉再循環系ドレンライン(A系,B系)について,雰囲気温度と系統運転温度との温度差は,指針の判定温度差を越えており,分岐管鉛直部長さは分岐管鉛直部への侵入判定長さを満足していないが,分岐管水平部への侵入判定長さを満足しており,問題のないことを確認した。(添付資料-3)

3. 高サイクル熱疲労割れが発生する可能性の高い部位の特定の結果

以上の評価結果より、検査が必要とされる高サイクル熱疲労割れが発生する可能性が高い部位はなかった。

4. 今後の対応について

通常運転時に高サイクル熱疲労割れが発生する可能性のある部位については、「高サイクル熱疲労に係る検査に対する要求事項について」(平成18年6月6日付け平成18・06・02原院第6号)において、今後の検査プログラムが策定されている。このため、同プログラムに従って詳細評価を行ない構造変更等の必要性について検討を行っていくこととする。

5. 添付資料

添付資料—1 女川原子力発電所2号機 キャビティフロー型熱成層による高サイクル 熱疲労評価対象部位

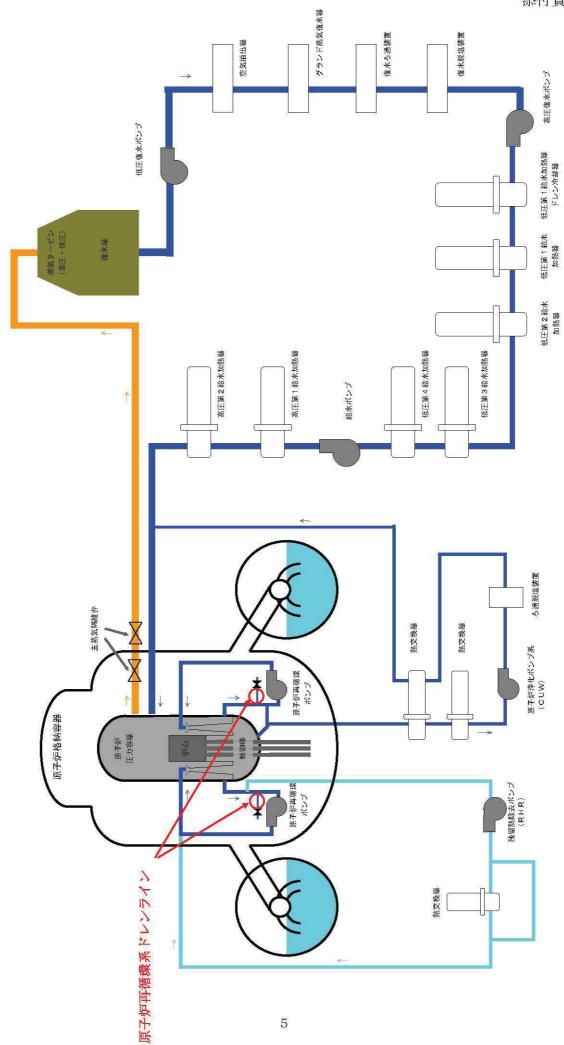
添付資料-2 閉塞分岐管滞留部に発生する熱成層現象評価フロー

添付資料—3 女川原子力発電所2号機 キャビティフロー型熱成層による高サイクル 熱疲労評価結果

6. 別添

別添一1 女川原子力発電所2号機 泊発電所2号機再生熱交換器胴側出口配管の損傷 を踏まえた検査の結果報告書

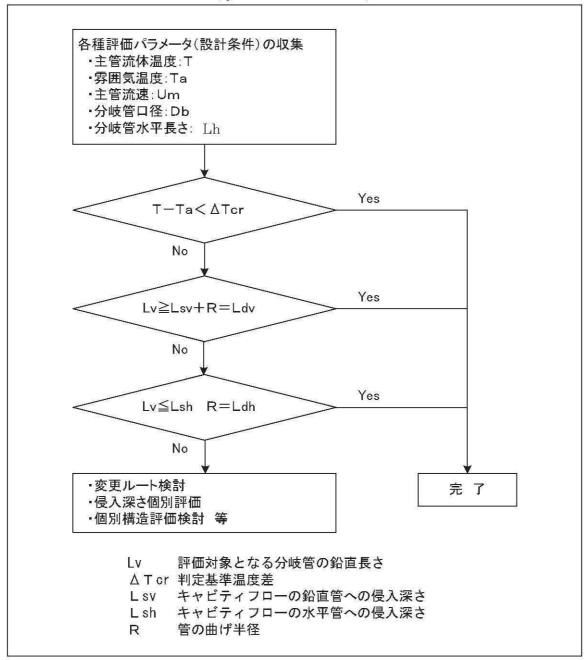
以上



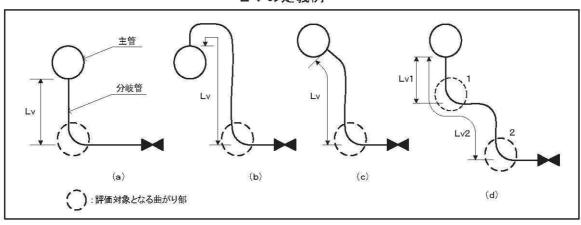
キャビティフロー型熱成層による高サイクル熱疲労評価対象部位 女川原子力発電所2号機

閉塞分岐管滞留部に発生する熱成層現象評価フロー

(JSME S017)



Lvの定義例



女川原子力発電所2号機 キャビティフロー型熱成層による高サイクル熱疲労評価結果

原子炉再循環系ドレンライン

※1:主管温度は系統の設計温度

※2:雰囲気温度は空調換気系の設計最低温度

※3: 参考資料—1,2参照

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

評価対象部位 原子炉再循環系ドレンライン (A)

プラント 0-2

評価対象部位 原子炉再循環系ドレンライン(B)

プラント 0-2

添付資料

女川原子力発電所第2号機

泊発電所2号機再生熱交換器胴側出口配管の損傷を踏まえた検査の結果報告書

平成17年8月 東北電力株式会社

1. はじめに

「泊発電所2号機再生熱交換器胴側出口配管の損傷を踏まえた検査の実施について」(平成15年12月12日付け平成15・12・11原院第1号)(以下「指示文書」という。)に従って、通常運転時に高低温水の内部流体が合流することによる温度ゆらぎが生じ、かつ応力集中が生じることにより熱疲労割れが発生する可能性が高い部位(以下「温度ゆらぎによる熱疲労割れ発生の可能性が高い部位」という。)の特定及び検査を女川原子力発電所第2号機第7回定期事業者検査時において実施した。本報告書は、その結果を報告するものである。

2. 検査対象部位の特定

温度ゆらぎによる熱疲労割れ発生の可能性が高い部位を以下の様に特定した。

(別紙-1,2)

①高低温水の内部流体が合流する配管の抽出

重要度分類クラス1及び2に属する配管で、高低温水の内部流体が合流する 配管を抽出した。結果を以下に示す。

- a. 残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部(A)
- b. 残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部(B)
- c. 残留熱除去系配管と原子炉冷却材再循環系配管との合流部(A)
- d. 残留熱除去系配管と原子炉冷却材再循環系配管との合流部(B)
- e. 給水配管と原子炉冷却材浄化系配管との合流部(A)
- f. 給水配管と原子炉冷却材浄化系配管との合流部(B)
- g. RPV給水ノズル (4箇所)

②配管の健全性評価

①で抽出された配管の健全性評価を「配管の高サイクル熱疲労に関する評価 指針」(日本機械学会基準)(以下「評価指針」という。)の「高低温水合流部で の温度揺らぎに対する配管の構造健全性評価フロー(別紙-3)」等に準拠し実 施した。

a. 残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部(A)

当該合流部の流体温度差は 122℃であり, 評価指針の判定温度差 42.7℃を超えている。

また、熱応力は 109.2MPa と評価され、当該合流部材料の疲労限 79.9MPa を超えており、疲れ累積係数も評価上 1 を超えることから検査対象とした。

b. 残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部 (B)

(A) 系と同様であり検査対象とした。

c. 残留熱除去系配管と原子炉冷却材再循環系配管との合流部 (A) 当該合流部の残留熱除去系配管流体温度 (166℃) と原子炉冷却材再循環 系配管流体温度 (186℃) との温度差は 20℃であり,評価指針の判定温度差 36.2℃以下であるため検査対象外とした。

- d. 残留熱除去系配管と原子炉冷却材再循環系配管との合流部(B) (A)系と同様であり検査対象外とした。
- e. 給水配管と原子炉冷却材浄化系配管との合流部(A) 当該合流部はリコンビネーションティが設置されており、電力共同研究 「高温・低温流体合流部の構造選定に関する研究」において高サイクル熱 疲労に対する安全性が確認されているため除外した。
- f. 給水配管と原子炉冷却材浄化系配管との合流部(B) (A)系と同様であり検査対象外とした。
- g. 給水ノズル (4箇所)

給水ノズルはサーマルスリーブが設置されており、電力共同研究「給水 ラインサーマルスリーブに関する研究」において高サイクル熱疲労に対す る安全性が確認されているため除外した。

③検査対象部位の特定結果

①②による抽出の結果、検査が必要とされる部位は以下のとおりとなった。

- a. 残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部(A)
- b. 残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部(B)

3. 検查方法

検査は、女川原子力発電所第2号機第7回定期事業者検査要領書に従って実施した。

定期事業者検査要領書では、指示文書に従い、「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」(平成 16 年 9 月 22 日付け平成 16・09・08 原院第 1 号)の別紙 1、社団法人日本電気協会電気技術指針 JEAG 4207-2004「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験指針」および社団法人日本機械学会 JSME S NAI-2002「発電用原子力設備規格維持規格(2002年改訂)」に従い、超音波探傷検査(UT)を実施した。

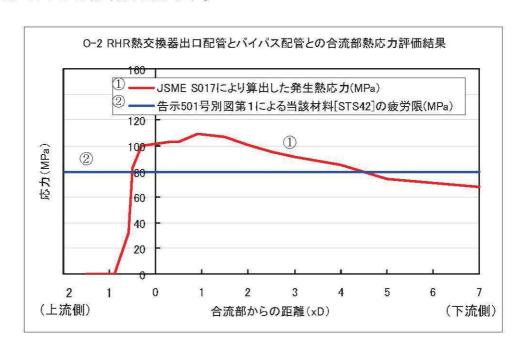
3.1 検査範囲

検査対象部位である残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部の 熱応力は、下図のとおり、合流部下流側 4.5 D^{*1}の位置において、疲労限である 79.9MPa 未満となる。

一方,合流部上流側(主管)については、下図のとおり、0.5Dの位置において、疲労限である 79.9MPa 未満となる。合流部上流側(分岐管)については、評価指針に評価についての記載はないが、評価指針に付属のCD-ROMの可視化画像(主管の流体が分岐管の 1Dまで流れ込んでいない。)と女川 2 号機の当該部の流速比がほぼ同じであり、分岐管への流れ込みも同等と考えられ、合流部上流側 1Dの位置では疲労限未満になっていると考えられる。

また、熱応力が疲労限以上となる範囲を検査することにより、プラント運転時間を考慮せずに保守的な健全性確認が可能なことから、残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部について、合流部上流側 1Dから下流側 5Dまでを検査範囲とした。(別紙-4)





3.2 検査の実施

当該箇所は発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和55年通商産業省告示第501号)第2条に規定する第3種管に係るものであるため、指示文書に基づき第3種機器供用期間中検査特別検査を実施し、また、独立行政法人原子力安全基盤機構による電気事業法第54条第1項の定期検査を受検した。

4. 定期事業者検査実施時期

平成17年3月11日

5. 検査結果

UTを実施し問題のないことを確認した。(別紙-5)

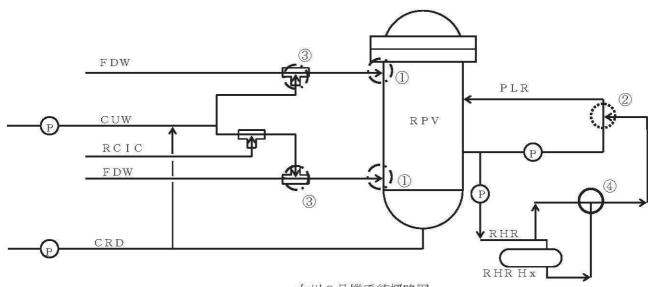
[別紙]

- 1. 検査対象部位の特定結果
- 2. 高サイクル熱疲労検査対象評価結果
- 3. 高低温水合流部での温度揺らぎに対する配管の構造健全性評価フロー
- 4. 検査対象範囲図
- 5. 女川2号機 第7回定期事業者検査実施結果

検査対象箇所の特定結果

高温/低温の内部流体が合流する箇所

No.	箇 所 名	備考
1	RPV 給水ノズル	サーマルスリーブ
2	RHR/PLR 吐出合流部	
3	原子炉冷却材浄化系の給水系への戻り部	リコンビネーションティ
4	RHR系熱交換器出口配管とバイパス配管合流部	



__女川2号機系統概略図__



電力共同研究により健全性が確認された部位 ①③

日本機械学会基準に準拠した評価により健全性が確認された部位 ②

検査対象部位 ④

検査対象部位の特定結果

- ・ 残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部 (A)
- ・ 残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部 (B)

高低温水合流部での温度揺らぎに対する配管の構造健全性評価フロー

<記号説明>

△Tα 構造物の疲労限に対応させた温度差

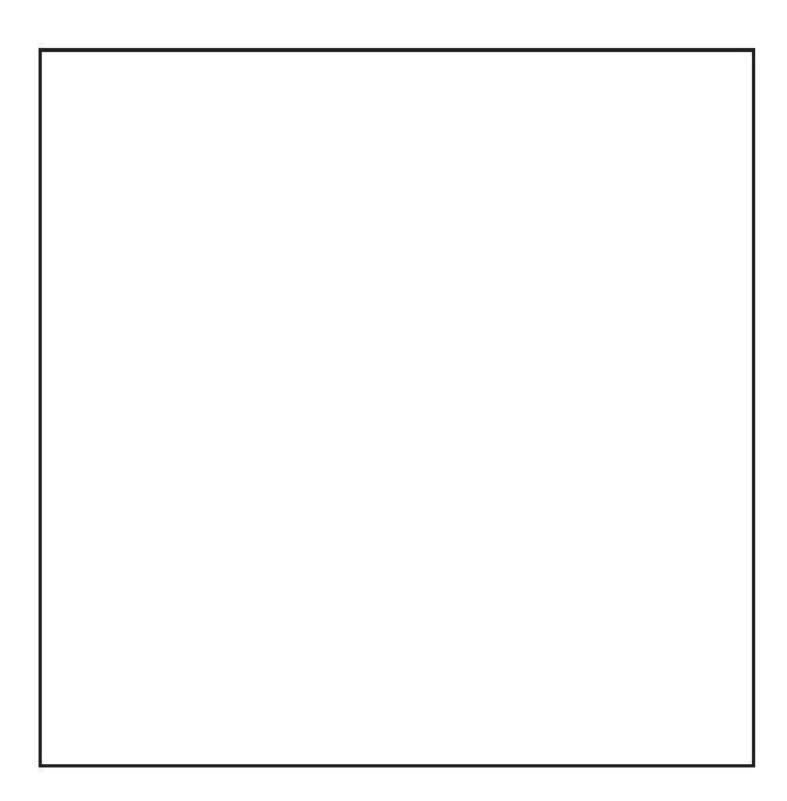
構造物の疲労限

 $\triangle T_f$ 混合による減衰効果を考慮した合流後の温度揺らぎ幅 $\triangle T_f$ エルボ等の上流外乱を考慮した合流後の温度揺らぎ幅 σ_{alt} 温度揺らぎにより構造物に発生する熱応力振幅

Uf 評価部位の疲れ累積係数 設計条件 ・ 合流タイプ ・残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部(A) · 流速Um, Ub ・残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部 (B) ・ 口径比Db/Dm ・残留熱除去系配管と原子炉冷却材再循環系配管との合流部 (A) · 合流前の流体温度差 / Tin ・残留熱除去系配管と原子炉冷却材再循環系配管との合流部(B) · 流速比K エルボ、バルブ位置 ステップ1 Yes $(\angle T_{in}, 20^{\circ}C \leq \angle T_{cr}, 36.2^{\circ}C)$ 流体温度差評価 ・残留熱除去系配管と原子炉冷却材再循環系配管との合流部(A) ・残留熱除去系配管と原子炉冷却材再循環系配管との合流部 (B) /Tin<判定温度差/Tor? No $(\angle T_{in}, 122^{\circ}C > \angle T_{cr}, 42.7^{\circ}C)$ ・残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部 (A) ・残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部 (B) ステップ2 流体温度差評価 (減衰効果考慮) △Tf<判定温度差△Tg? Yes 又は △Tf'<判定温度差△Tα? No $(\Delta T_f', 110^{\circ}C > \Delta T_{cr}, 42.7^{\circ}C)$ ・残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部(A) ・残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部 (B) ステップ3 熱応力評価 Yes σ_{alt}<構造物の疲労限σ_σ? No $(\sigma_{alt}, 109.2 \text{MPa} > \sigma_{cr}, 79.9 \text{MPa})$ ・残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部 (A) ・残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部 (B) ステップ4 疲れ累積係数評価 Yes Uf<1? No (Uf, 2.21 > 1)・残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部 (A) ・残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部 (B) 検査対象 検査対象外

[出典:日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針(JSME S 017-2003)」]

検 査 対 象 範 囲 図 (A系)



検 査 対 象 範 囲 図 (B系)

	ta:

女川2号機 第7回定期事業者検査実施結果

温度ゆらぎによる熱疲労割れ発生の可能性が考えられる部位である残留熱除去系熱交換器出口配管とバイパス配管との合流部(A)および(B)について、女川原子力発電所第2号機第7回定期事業者検査時に実施した「第3種機器供用期間中検査特別検査(高サイクル熱疲労)」において表1のとおり、当該部位の構造を考慮した適切な超音波探傷検査(UT)を実施し、当該部位に異常のないことを確認した。

なお、母材部のUTにおいて検出したエコーの高さが距離振幅補正曲線の20%を超える要記録エコーを検出したが、表2のとおり、「良」と評価した。母材部の欠陥指示評価は、JSMESNA1-2002「維持規格」のEC「クラス2機器の欠陥評価」に基づき、JSMESNC1-2001「設計・建設規格」を適用した。

	(大) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基	215	
		 検査	備考
検査対象	検査方法	67	DAC20%*を超える
		結果	有害な欠陥エコー
残留熱除去系熱交換器出口配管と	UT	<u>.</u>	21
バイパス配管との合流部 (A)	(垂直,横波 45°軸・周)	良	なし
残留熱除去系熱交換器出口配管と	UT	占	なし
バイパス配管との合流部 (B)	(垂直,横波 45° 軸・周)	良	(要記録エコー有り)

表 1 超音波探傷檢查結果

※DAC20%とは、標準試験片に設けた穴から反射された超音波の信号高さをDAC100%とした場合に、この信号高さを 1/5 (20%) にしたものであり、標準穴からの反射波 (DAC100%) よりも弱い反射波であることを意味している。

対象箇所 探傷方向 価 垂直で検出した要記録エコーは, ①母材部で検出されている ②45°軸/周方向探傷では検出されていない ③板厚より浅い場所で検出されている ことから, 探傷面に平行な反射源であると判断し介在物と 評価した。 なお、JSME S NA1-2002「維持規格」にしたがって評価す 残留熱除去系熱交換器出口配管と 垂直 ると, クラス2機器で指示部が母材部であることから, JSME バイパス配管との合流部(B) S NC1-2001「設計・建設規格」PVB-2421(1)または同(4)の 判定となる。ISME S NC1-2001 「設計・建設規格 | PVB-2421 (4) によると,底面エコー方式※で健全部の底面エコーをブラウ ン管の全目盛の 75%以上 90%以下になるように感度調整 し、対象部位(欠陥部位)の底面エコーが5%以下になる部 分がない場合は合格となる。今回検出した介在物部の底面 エコーは76%であり「良」と評価した。

表2 要記録エコーの評価

※試験体の健全部の底面エコーを用いて探傷感度を調整して探傷を行う方法。

技術基準規則の新旧比較について

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(平成25年6月28日)と実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(令和2年4月1日)との比較について以下の表に示す。

表 技術基準規則の新旧比較表

発電用原子力設備に関する技術基準を	実用発電用原子炉及びその附属施設の	備考
定める省令(平成25年6月28日)	技術基準に関する規則(令和2年4月	
	1日)	
(流体振動等による損傷の防止)	(流体振動等による損傷の防止)	
第六条	第十九条	
燃料体及び反射材並びにこれらを支	燃料体及び反射材並びに炉心支持構	追加要求なし
持する構造物、熱遮へい材並びに一次	造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に	
冷却系統に係る施設に属する容器、管、	係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次	
ポンプ及び弁は、一次冷却材若しくは	冷却材 <u>又は</u> 二次冷却材の循環、沸騰そ	
二次冷却材の循環、沸騰等により生ず	の他一次冷却材又は二次冷却材の挙動	
る流体振動又は温度差のある流体の混	により生ずる流体振動又は温度差のあ	
合 <u>等</u> により生ずる温度変動により損傷	る流体の混合その他の一次冷却材又は	
を受けないように施設しなければなら	<u>二次冷却材の挙動</u> により生ずる温度変	
ない。	動により損傷を受けないように施設し	
	なければならない。	
	, 41) 4010, 4 . J. 4 . 0	
	317401313737 6	
解釈	解釈	
1 「流体振動により損傷を受けないよ	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないよ	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気ほう等に起因す	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気 <u>泡</u> 等に起因する	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気ほう等に起因する高サイクル疲労による損傷の発	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気泡等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気ほう等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気 <u>泡</u> 等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気ほう等に起因する高サイクル疲労による損傷の発	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気泡等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気ほう等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講じること。	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気 <u>泡</u> 等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を <u>講ずる</u> こと。	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気ほう等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を <u>講じる</u> こと。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部につ	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気泡等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講ずること。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部につ	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気ほう等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講じること。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「設計・建設	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気 <u>泡</u> 等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を <u>講ずる</u> こと。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「発電用原子	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気ほう等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を <u>講じる</u> こと。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S NC1-2005) PVB-3600	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気 <u>泡</u> 等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を <u>講ずる</u> こと。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気ほう等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講じること。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「設計・建設	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気泡等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講ずること。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年版)(JSME SNC1-2005)」(以下「「設	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気ほう等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を <u>講じる</u> こと。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S NC1-2005) PVB-3600	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気 <u>泡</u> 等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講ずること。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年版)(JSME SNC1-2005)」(以下「「設計・建設規格 2005」」という。)	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気ほう等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を <u>講じる</u> こと。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S NC1-2005) PVB-3600	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気泡等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講ずること。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年版)(JSME SNC1-2005)」(以下「「設	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気ほう等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を <u>講じる</u> こと。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S NC1-2005) PVB-3600	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気泡等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講ずること。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年版)(JSME SNC1-2005)」(以下「「設計・建設規格 2005」」という。) PVB-3600 又は「設計・建設規格	追加要求なし
1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気ほう等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を <u>講じる</u> こと。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S NC1-2005) PVB-3600	解釈 1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは流れの乱れ、渦、気 <u>泡</u> 等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講ずること。 ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年版)(JSME SNC1-2005)」(以下「「設計・建設規格 2005」」という。) PVB-3600 又は「設計・建設規格 2012」PVB-3600 に「日本機械学会	追加要求なし

発電用原子力設備に関する技術基準を 定める省令(平成25年6月28日)

実用発電用原子炉及びその附属施設の 技術基準に関する規則(令和2年4月 1日)

備考

追加要求なし

- ・管に設置された円柱状構造物で耐 圧機能を有するものについては,日 本機械学会「配管内円柱状構造物の 流力振動評価指針」(JSME S012) に 規定する手法を適用すること。なお 耐圧機能を有しないものについて は第8条の2第2項によること。 (日本機械学会「発電用原子力設備 規格 設計建設規格 (JSME S NC1) (2005 年改訂版)並びに流力振動 及び高サイクル熱疲労に関する評 価指針の技術評価書)
- 2 「温度差のある流体の混合等により 生ずる温度変動により損傷を受け ないように施設しなければならな い」とは、日本機械学会「配管の高 サイクル熱疲労に関する評価指針」 (JSME S017) に規定する手法を適 用し、損傷の発生防止措置を講じる こと。なお供用開始後における運転 管理等の運用上の対応を考慮して 施設することができる。(日本機械 学会「発電用原子力設備規格 設 計・建設規格 (JSME S NC1) | (2005 年改訂版)並びに流力振動及び高サ イクル熱疲労に関する評価指針の 技術評価書)
- 3 配管内円柱状構造物の流力振動及 | 3 配管内円柱状構造物の流力振動及 び配管の高サイクル熱疲労につい ては、一次冷却材が循環する施設と して、原子炉冷却材浄化系、残留熱 除去系(原子炉停止時冷却モード) (BWR) 及び化学体積制御系、余熱 除去系 (PWR) を含めて措置を講じ ること。

- ・管に設置された円柱状構造物で耐 圧機能を有するものについては、日 本機械学会「配管内円柱状構造物の 流力振動評価指針」(JSME S012) に 規定する手法を適用すること。(「日 本機械学会「発電用原子力設備規格 設計建設規格 (JSME S NC1) | (2005 年改訂版)並びに流力振動及び高サ イクル熱疲労に関する評価指針の 技術評価書 | (平成 17 年 12 月原子 力安全·保安院、原子力安全基盤機 構取りまとめ)及び「設計・建設規 格 2012 技術評価書」)
- 2 「温度差のある流体の混合等により 生ずる温度変動により損傷を受け ないように施設しなければならな い」とは、日本機械学会「配管の高 サイクル熱疲労に関する評価指針」 (JSME S017) に規定する手法を適 用し、損傷の発生防止措置を講ずる こと。(日本機械学会「発電用原子 力設備規格 設計·建設規格 (JSME S NC1)」(2005年改訂版)並びに流 力振動及び高サイクル熱疲労に関 する評価指針の技術評価書」(平成 17年12月原子力安全基盤機構取り まとめ))
 - び配管の高サイクル熱疲労につい ては、一次冷却材が循環する施設と して、原子炉冷却材浄化系、残留熱 除去系(原子炉停止時冷却モード) (BWR) 及び化学体積制御系、余熱 除去系 (PWR) を含めて措置を講ず ること。